

令和5年度東京都税制調査会
第1回 小委員会

「子供を産み育てやすい社会に資する税制等の在り方」

「女性が活躍しやすい社会に資する税制等の在り方」

令和5年6月15日

「子供を産み育てやすい社会に資する税制等の在り方」

目次

「女性が活躍しやすい社会に資する税制等の在り方」

資 料 名	頁
【テーマⅠ】子供を産み育てやすい社会に資する税制等の在り方	
日本の総人口及び人口構造の推移と見通し	1
東京の総人口及び人口構造の推移と見通し	2
全国と東京の合計特殊出生率の推移	3
「子供を産み育てやすい社会に資する税制等の在り方」に関する論点及び検討項目	4
少子化の現状と要因	5
平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移	6
妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由	7
国におけるこれまでのこども・子育て政策検討の動き	8
国におけるこども・子育て政策の主な施策	9
都における子供・子育て政策の主な施策	10
平成16年度東京都税制調査会答申	11
平成23年度東京都税制調査会答申	12
所得税・住民税の人的控除の概要	13
その他の所得控除制度の概要	14
主要国別課税単位の概要	15
N分N乗方式の概要	16
贈与税の課税方式（暦年課税と相続時精算課税）	17
主要国における贈与税の概要	18
結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度	19

「子供を産み育てやすい社会に資する税制等の在り方」

「女性が活躍しやすい社会に資する税制等の在り方」

目次

資 料 名	頁
教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度	20
家族関係支出の現状（支出の日本における推移と国際比較）	21
家族関係支出の現状（現金給付と現物給付の日本における推移と国際比較）	22
児童手当制度（令和4年度）	23
児童手当・扶養控除の変遷（1）	24
児童手当・扶養控除の変遷（2）	25
主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較（1）	26
主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較（2）	27
「子供を産み育てやすい社会に資する税制等の在り方」に関する検討項目	28
国民負担率の国際比較	29
社会保障の給付と負担（2023年度予算ベース）	30
社会保障給付費の推移	31
国におけるこども・子育て予算の財源確保の取組	32
社会保障4経費における「子ども・子育て支援経費」の内訳推移	33
子ども・子育て拠出金について	34
国における社会保障分野（医療・介護）における歳出改革等に関するこれまでの取組	35
国における社会保障分野（医療・介護）における歳出改革等に関する今後の取組	36
「安定的な財源の確保」（「こども未来戦略方針」案）	37
【テーマⅡ】女性が活躍しやすい社会に資する税制等の在り方	
女性活躍をめぐる国の方針 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」	38

「子供を産み育てやすい社会に資する税制等の在り方」

目次

「女性が活躍しやすい社会に資する税制等の在り方」

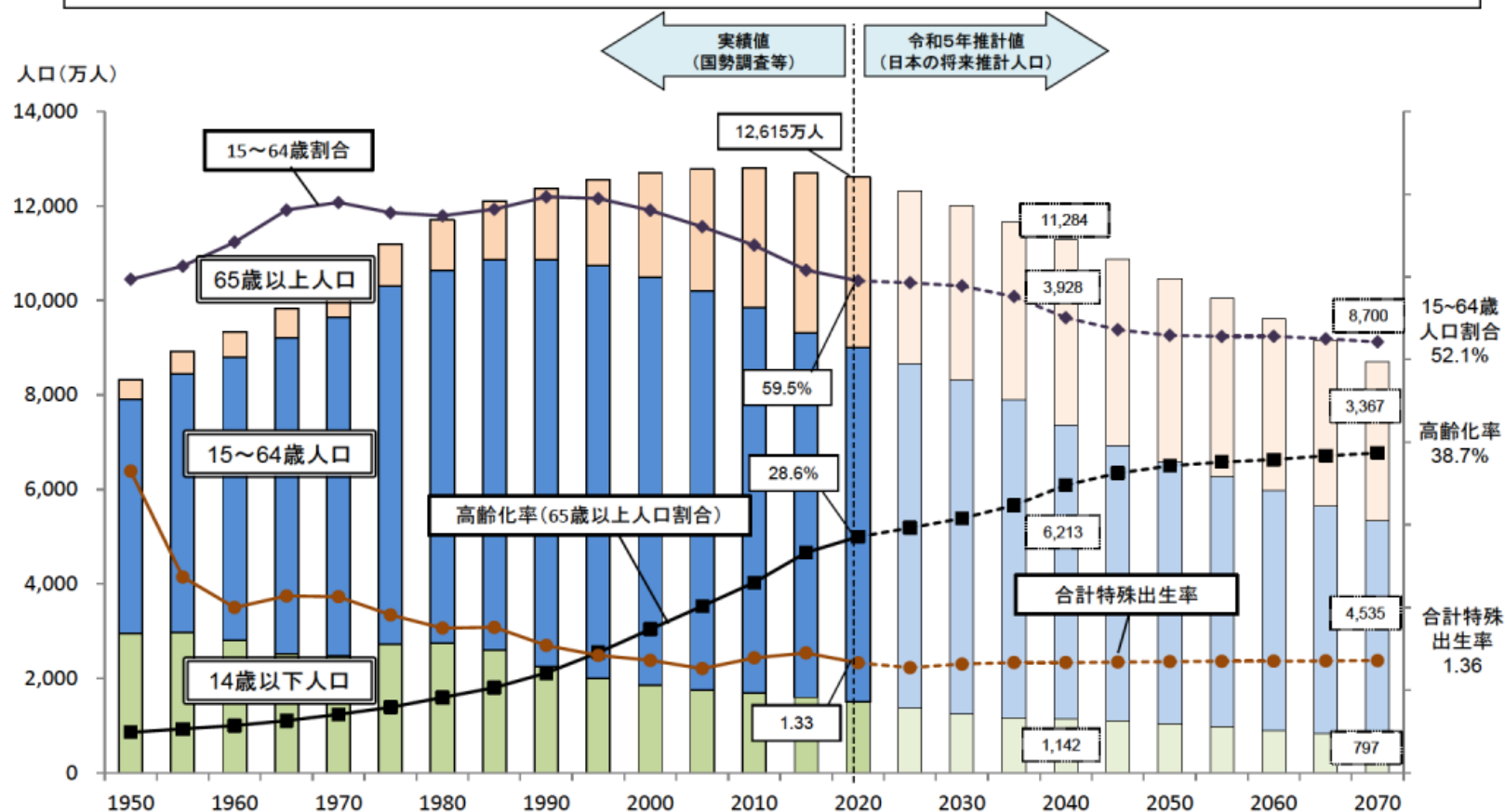
資 料 名	頁
女性活躍をめぐる国の方針 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）」概要 ①	39
女性活躍をめぐる国の方針 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）」概要 ②	40
女性活躍をめぐる国の方針 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）」概要 ③	41
女性活躍をめぐる都の方針	42
「女性が活躍しやすい社会に資する税制等の在り方」に関する論点及び検討項目	43
「年収の壁」関連制度の変遷	44
「年収の壁」の概要	45
就業調整をしている非正規雇用女性の数・割合	46
都内パートタイマーの働き方への意識	47
都内パートタイマーの就業調整の状況	48
非正規雇用の女性が現職の雇用形態を選択している理由	49
「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」	50
配偶者控除・配偶者特別控除の見直し①	51
配偶者控除・配偶者特別控除の見直し②	52
民間における家族手当の支給状況	53
配偶者控除に関する問題点の指摘	54
働き方の選択に対して中立的な税制の構築にあたっての選択肢と論点	55

【テーマⅠ】

子供を産み育てやすい社会
に資する税制等の在り方

日本の人口の推移

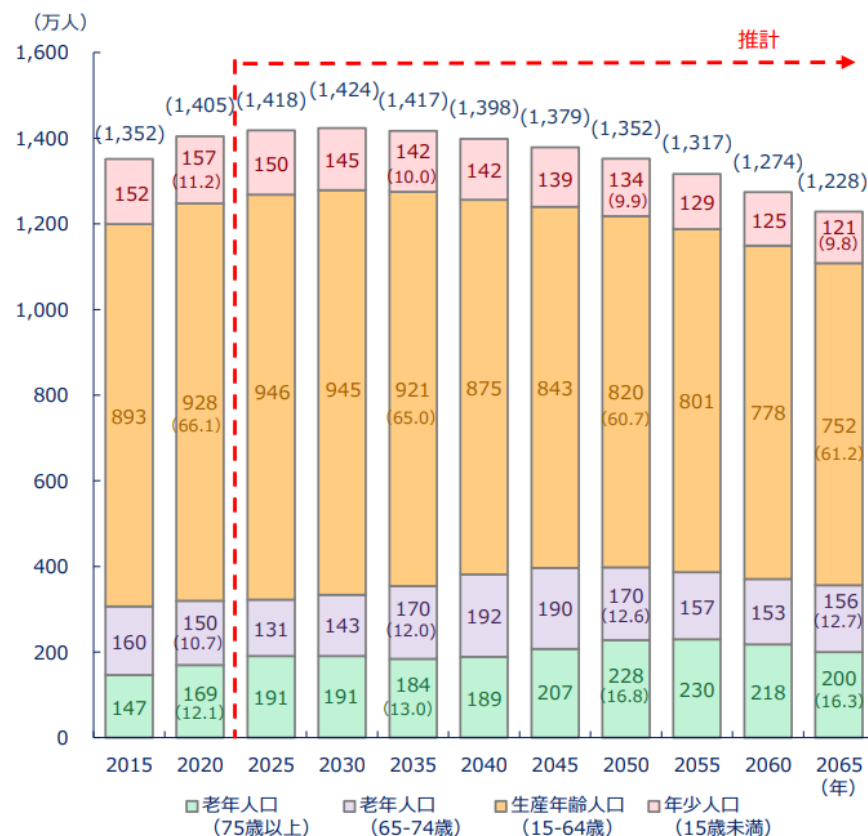
○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

東京の総人口及び人口構造の推移と見通し

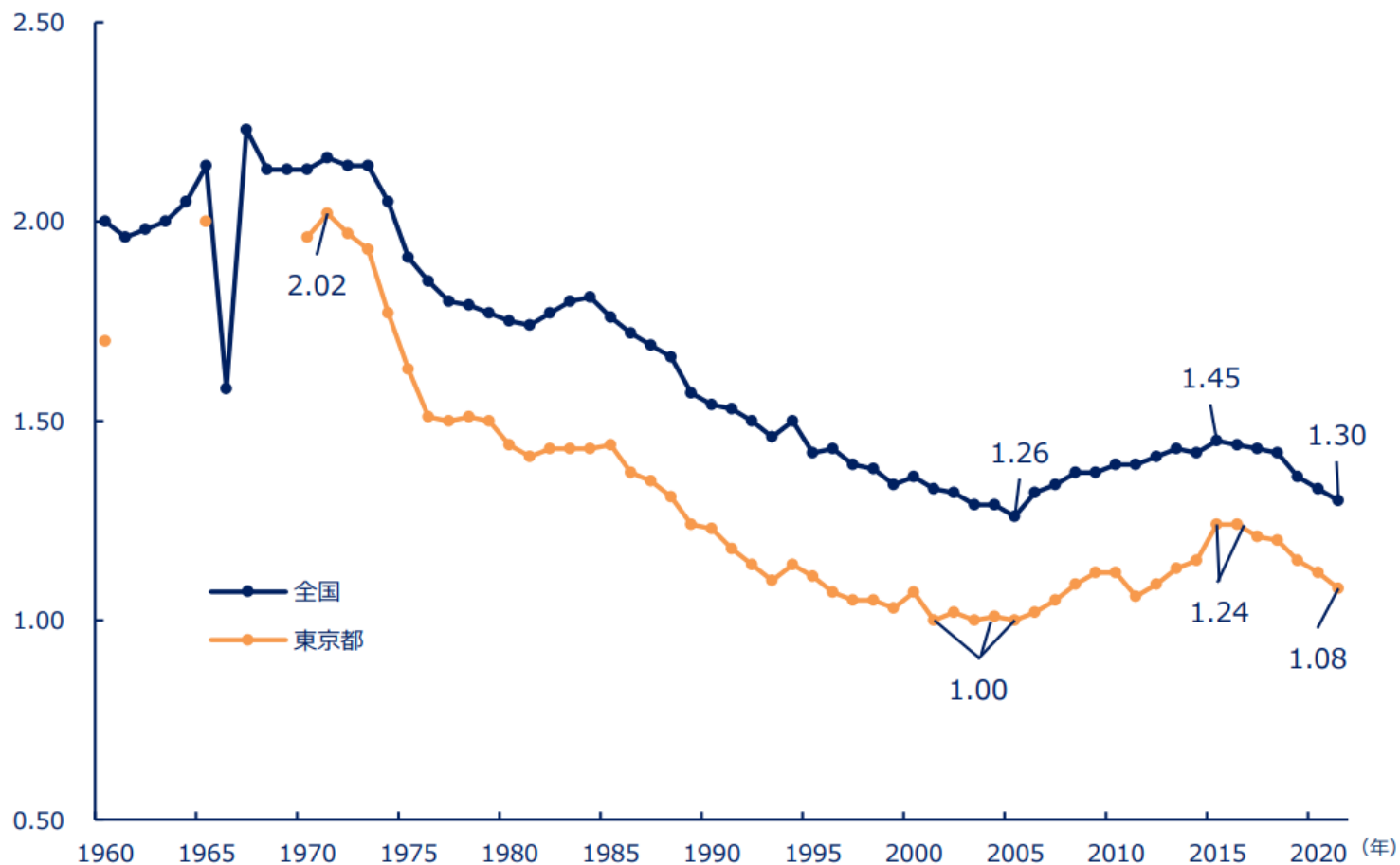
- 東京都人口は、2030年の1,424万人をピークに減少に転じ、2065年には2020年比で約1割減少し、1,228万人となる見込みである。
- 年少人口（15歳未満）・生産年齢人口（15-64歳）については、2065年には2020年に比べ、年少人口は23.2%、生産年齢人口は19.0%減少する見込み。



(資料)「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」(総務省)より作成
(備考) 1. 2025年以降は、東京都政策企画局による推計
2. グラフ上部の()内の数字は、総人口。内訳の()内の数字は、人口に占める割合
3. 四捨五入により、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

全国と東京の合計特殊出生率の推移

- 東京都の合計特殊出生率は、2021年に1.08まで低下しており、都道府県別では全国最低。
- 全国の合計特殊出生率をみても2021年は1.30と低い水準。



(資料)「人口動態統計」(厚生労働省)等より作成
(備考)1961年～1964年、1966年～1969年の東京都分の合計特殊出生率については、発表されていない。

論点

望む人誰もが子供を産み育てやすい社会を構築するために、
ふさわしい税・社会保障の在り方はどうあるべきか。

< 検討項目 >

税・社会保障を活用した少子化対策

- ・ 所得控除から税額控除、給付付き税額控除へ
- ・ 給付（児童手当等）か税制措置か
- ・ 課税単位（N分N乗等）の在り方
- ・ 家事育児サービス費用に関する所得控除・税額控除について
- ・ 相続税、贈与税における次世代への財産移転について
- ・ 税、社会保障における対策

少子化の現状と要因

現状

都の合計特殊出生率：1.08
(2021年)

日本の出生率(1.30)は
世界最低レベルであるが、
都は全国でも最下位

R4出生数：80万人切る見通し
(2022年)

・国の想定より8年早く
80万人割れの見込み
・100万人割れは僅か
6年前(2016年)



要因

未婚化・晩婚化

50歳時の未婚割合
1990年 2020年
男性 5.6% 28.3%
女性 4.3% 17.8%

高い子育て費用

希望の子供数を持てない理由の
1位

仕事と子育ての 両立困難

欧米に比べて長い
労働時間

雇用の不安定化

非正規雇用者割合
1989年 2021年
19.1% 36.7%

- 少子化の要因は複合的であり、様々な取組を講じる必要がある
- 少子化対策は国策として戦略的に取り組むべき課題である

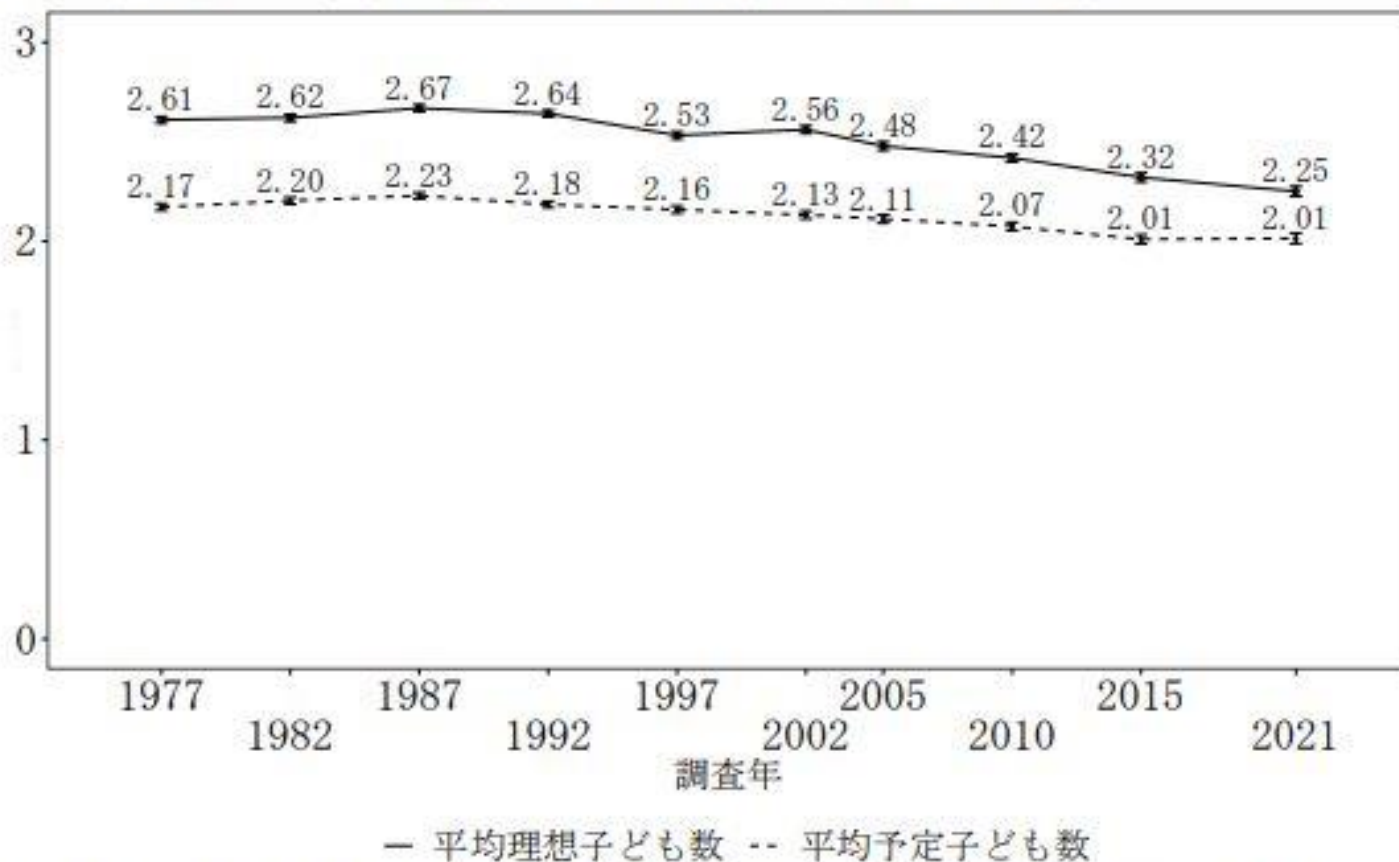
* 国の対策のたたき台は今年3月、「骨太の方針」は6月公表予定

⇒ 一刻の猶予もない中、都はなしうる対策を迅速に進めていく

平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移

- 平均理想子ども数は、ここ数回、調査ごとに減少。
- 平均理想子ども数の減少により、平均理想子ども数と平均予定子ども数の差は縮まっているものの、依然としてギャップが残る。

図表 7-1 調査別にみた、夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数

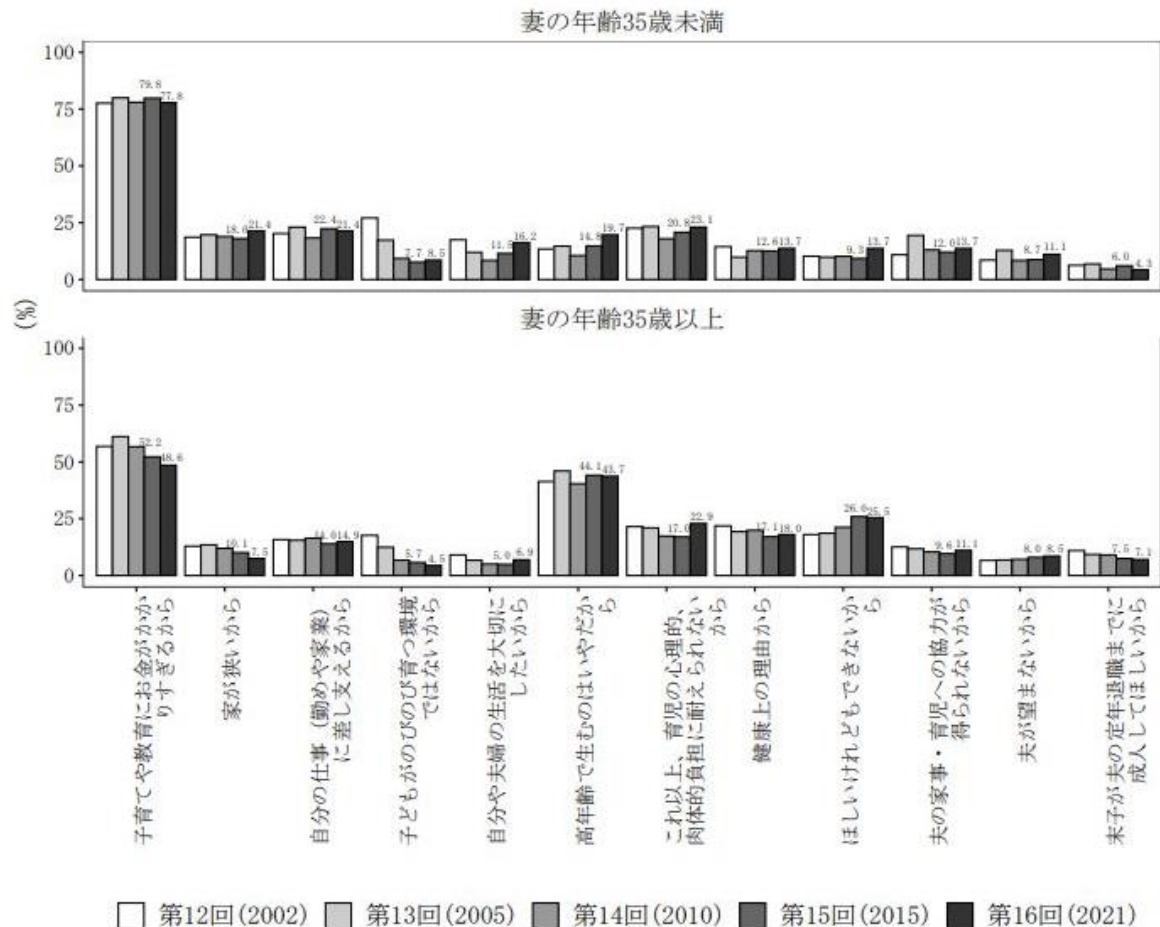


注：対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。予定子ども数は現存子ども数と追加予定子ども数の和。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由

- 妻の年齢が35歳未満の場合、理想の数の子どもを持たない理由として、調査対象夫婦の75%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答しており、高い水準で推移している。また、35歳以上の場合でも同理由が上位に位置している。

図表 7-6 調査・妻の年齢別にみた、理想の数の子どもを持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）



注：対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。

第二百十一回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説（令和5年1月23日）

- ・急速に進展する少子化により、昨年の出生数は八十万人を割り込むと見込まれ、我が国は、社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれています。こども・子育て政策への対応は、待ったなしの先送りの許されない課題です。
- ・こどもファーストの経済社会を作り上げ、出生率を反転させなければなりません。
- ・こども政策担当大臣に指示した、三つの基本的方向性に沿って、こども・子育て政策の強化に向けた具体策の検討を進めていきます。高等教育の負担軽減に向けた出世払い型の奨学金制度の導入にも取り組みます。
- ・検討に当たって、何よりも優先されるべきは、当事者の声です。まずは、私自身、全国各地で、こども・子育ての「当事者」である、お父さん、お母さん、子育てサービスの現場の方、若い世代の方々の意見を徹底的にお伺いするところから始めます。年齢・性別を問わず、皆が参加する、従来とは次元の異なる少子化対策を実現したいと思います。
- ・そして、本年四月に発足するこども家庭庁の下で、今の社会において、必要とされるこども・子育て政策を体系的に取りまとめつつ、六月の骨太方針までに、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示します。



こども・子育て支援加速化プラン（令和5年3月）

- ▶ ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
- ▶ 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充
- ▶ 共働き・共育での推進

令和6年度～令和8年度を「集中取組期間」と位置づけ

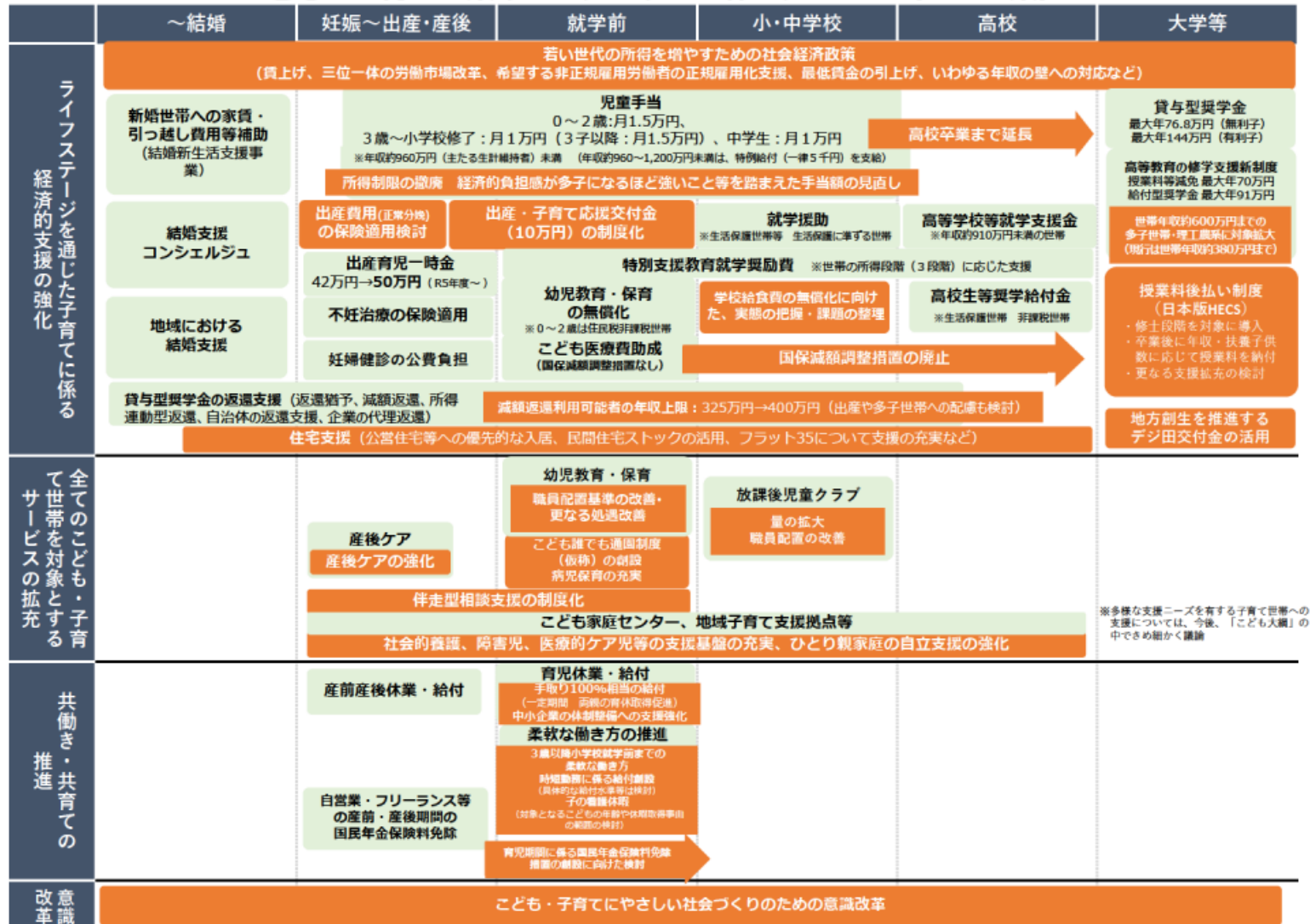


こども未来戦略会議（令和5年4月～）

- ▶ こども・子育て政策の強化について、具体的な施策の内容、予算、財源の在り方について検討
- ▶ 6月の骨太の方針までに将来的なこども・子育て予算の倍増の大枠を示していく

国におけるこども・子育て政策の主な施策

こども・子育て政策の強化に関する全体像について（主な施策）※具体的内容は今後関係審議会等で検討



※ :これまで取り組んできた又は令和5年度から取り組む政策・施策、 :強化・拡充する政策・施策

少子化対策に係る新規・拡充事業

課題に応じた様々な対策を展開して各ステージを切れ目なく応援
望む人誰もが結婚から妊娠、出産、子育てしやすい社会へ

	結婚	妊娠・出産	乳幼児期	学齢期以降	18歳以降
主な現行対策	- 結婚情報の発信 (TOKYOふたりSTORY) - 大学生等を対象としたライフデザインセミナー - 結婚応援パスポート - 都営住宅等の優先入居	- 東京都出産応援事業 - 不妊治療費助成 - 妊娠支援ポータルサイト 「妊娠相談ほっとライン」 - 助産師によるオンライン相談	- 保育の待機児童対策 - 第2子以降の保育料の軽減 - 医療費助成事業 - 東京都子育て支援住宅認定制度	- 受験生チャレンジ支援貸付 - 東京都立学校等給付型奨学金 - 都立高校等における端末の購入費支援	
	とうきょうママパパ応援事業、働くパパママ育業応援事業、育業の推進				

	結婚	妊娠・出産	乳幼児期	学齢期以降	18歳以降
主な新たな対策	現行施策を含め、 子供に対する シームレスな 支援に取り組む	子育て費用支援	〇 018サポート 所得制限なく0～18歳の子供に月5千円給付		
		〇 妊娠届出時 6万円 ※ 1万円から増額 ＜現行＞ 出生届出時 10万円	〇 1歳又は2歳前後 6万円 ※ 1万円から増額 〇 0-2歳 第2子保育料無償化 ＜現行＞ 3-5歳保育料無償化	(小・中学校 義務教育) ＜現行＞ 高等学校等 授業料軽減支援 〇 私立中学校等 授業料負担軽減	〇 都立大・都立高専 授業料 実質無償化
住宅	〇 結婚予定者のための都営住宅・JKK住宅の提供 〇 子育て世帯に配慮した住宅の供給促進				
結婚支援	〇 結婚支援マッチング事業 〇 ライフデザイン シミュレーション プログラム 〇 マッチングアプリにかかる消費者被害対策	不妊治療・妊娠支援等 〇 社会的適応の卵子凍結への支援に向けた調査 〇 卵子凍結を活用した生殖補助医療への支援 〇 超音波検査の公費負担回数の拡充 〇 プレコンセプションケア (AMH 検査の実施に対する費用助成等)	教育・保育の充実 〇 乳幼児「子育て」応援プログラムの推進 〇 多様な他者との関わりの機会の創出		
就労・職場環境整備	〇 企業における女性管理職等の活躍推進事業 〇 正規雇用転換後の従業員も安心して働ける環境整備に助成 〇 エンゲージメント向上に取り組む企業への奨励金 〇 卵子凍結や不妊治療を支援する制度を整備した企業への助成				
スキルアップ	〇 スキルアップ等を支援する企業の環境整備推進 〇 女性のキャリアチェンジや育業中の従業員のスキルアップを支援				
育業	〇 さらなる育業を促進する奨励金 〇 男性育業促進に向けた普及啓発				
区市町村	〇 地域の実情等に応じて行う少子化対策を積極的に後押し				

11

注 東京都子供政策連携室「東京都の少子化対策の現在」 (令和5年1月)

少子化対策としての新たな税額控除の創設等

- ・ 少子化対策を税制に組み込むことは、今後のあるべき税制にとって重要な課題である。
- ・ 現在、扶養親族の多寡等の納税者個人の事情は、所得控除により税負担の調整を図ることとされている。しかし、この所得控除は、総所得金額等から当該所得控除の額を差し引くことになるため、高い税率が適用される高額所得者ほど税負担の軽減効果が大きくなる仕組みとなっている。
- ・ 一方、税額控除は、所得の多寡にかかわらず一定の税額しか控除しないため、高額所得者も低所得者も所得税・住民税を納税している限り、同じ税額を控除することとなる。この点において、税額控除は、所得控除と比較すれば、より公平な控除制度である。このため、今後、少子化対策として新たな控除制度（例えば、児童扶養控除）を創設する場合には、税額控除として創設することが適当である。
- ・ もっとも、税額控除も公平性の観点から必ずしも問題なしとしない。すなわち、この税額控除は、所得税・住民税の納税額がある者しか適用がないことから、納税額のない課税最低限以下の所得しかない者にとっては、何ら軽減を受けることはない。このため、このような者に対する配慮を行うとすれば、所得税や個人住民税の税額控除に代えて、児童手当の拡充などによる現金給付で代替することも検討されるべきであろう。
- ・ 今後、少子化対策を個人所得課税に組み込むことを検討する場合には、所得控除、税額控除、現金給付等の長所・短所を見極めつつ、その適切な組合せを行うことも含めて、検討されるべきである。

給付付き税額控除の導入

- ・ 所得税においては、給付付き税額控除の導入も課題となっている。現在の配偶者控除、扶養控除等の所得控除は、所得を超えて適用することができないため、低所得者は本来適用されるべき所得控除を全て使いきれない場合がある。また、累進税率の下では高い税率が適用される高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいなど、高所得者に有利な仕組みになっている。
- ・ 給付付き税額控除は、控除額を税額から差し引くことで低所得者ほど軽減効果が大きくなるようにするとともに、税額を超える控除を認め、その差額を支給することで課税対象外の者等にも控除の効果を及ぼすものである。
- ・ 給付付き税額控除は、税制と歳出である給付を一体的に取り扱うことで、効率的・効果的な財政運営が期待できるとされており、アメリカやイギリスでは特に子育て支援や就労促進等に主眼を置いて導入されている。また、カナダにおいてはそれらに加えて、消費税の逆進性緩和策としても導入され、必要最小限の消費支出に係る消費税額相当分が納税額よりも大きい場合、給付を行う仕組みになっている。
- ・ 我が国においても、所得格差の拡大に対する税制面からの対応策として、積極的にその導入を検討すべきである。
- ・ また、その際、特に人口減少社会へと突入した我が国においては、例えば、基礎的な人的控除を所得控除から税額控除に変更するとともに、子どもがいる世帯に対しては給付も行うこととするなど、少子化対策に主眼を置いた仕組みとすることも考えられる。
- ・ 一方、給付付き税額控除を導入する際の前提として、世帯単位で所得を総合的に捕捉し、適切な執行を担保するための納税者番号制度の導入が必要となる。また、アメリカでは不正受給が全体の3割に達すると言われており、確定申告者の大幅な増加に伴う事務負担の増加など、執行体制の整備も大きな課題である。
さらに、税額控除の実施による減収分をどのような形で補うかという問題もある。諸外国の例も参考にしながら、社会保障制度のあり方と合わせた総合的な制度設計のほか、執行面も含めた実現可能な仕組みの検討が必要である。

人的控除の種類及び概要

		創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
				所 得 税	住 民 税	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	最高48万円	最高43万円	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が逦減)
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者			
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が逦減)
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高48万円	最高38万円	
	配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が逦減)
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を 有する者	38万円	33万円	—
特 別 な 人 的 控 除	特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	63万円	45万円	—
	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	38万円	—
	(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—
	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	26万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	30万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況と している者	75万円	53万円	—
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	27万円	26万円	合計所得金額500万円以下
特 別 な 人 的 控 除	ひとり親控除	令和2年 (2020年)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等 が48万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	35万円	30万円	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	合計所得金額75万円以下かつ給 与所得等以外が10万円以下

その他の所得控除制度の概要

その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概 要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) - 年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額-5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除 〔セルフメディケーション税制〕 平成29年から令和8年までの間に、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている納税者が、その納税者又はその納税者と生計を一にする配偶者その他の親族のスイッチOTC医薬品等の購入費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医 療 費 の 額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 10万円} \\ \text{② 年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額 200万円)}$ $\left\{ \begin{array}{l} \text{支払ったスイッチ OTC} \\ \text{医薬品等の購入費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 万 2 千 円} \end{array} \right\} = \text{控除額} \\ \text{(最高限度額 8 万 8 千円)}$
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） ② 支払った介護医療保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） ③ 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ※各保険料控除の合計適用限度額を12万円とする。
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除（最高限度額5万円） ※1 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受けるものを除く。）に係る保険料等は従前どおり適用する（最高限度額1万5千円）。 2 地震保険料控除と上記1を適用する場合には合わせて最高5万円とする。
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - 2 \text{ 千 円} = \text{寄附金控除額}$

主要国別課税単位の概要

(2023年1月現在)

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み	配偶者（特別）控除 （最大38万円）	夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択	婚姻控除（注1） （最大21万円）	夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択	世帯単位課税 （N分N乗方式）（注3）
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択制	世帯単位課税 （N分N乗方式）
（参考） 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制（注2）	法定共通制（注4）

（注1） 英国では、自らの基礎控除（12,570ポンド（211万円）：高所得者については控除額が逡減・消失）を全額使い切れなかった場合、その残額（最大1,260ポンド（21万円））を配偶者（給与所得者の場合、給与所得が50,270ポンド（845万円）以下で所得税の基礎税率である20%が適用される者が対象）の基礎控除額に移転することができる。

（注2） ドイツでは、原則別産制。財産管理は独立に行うことができるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。

（注3） フランスでは、家族除数（N）は単身者の場合1、夫婦の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以降被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

（注4） フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制（夫婦の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する）。

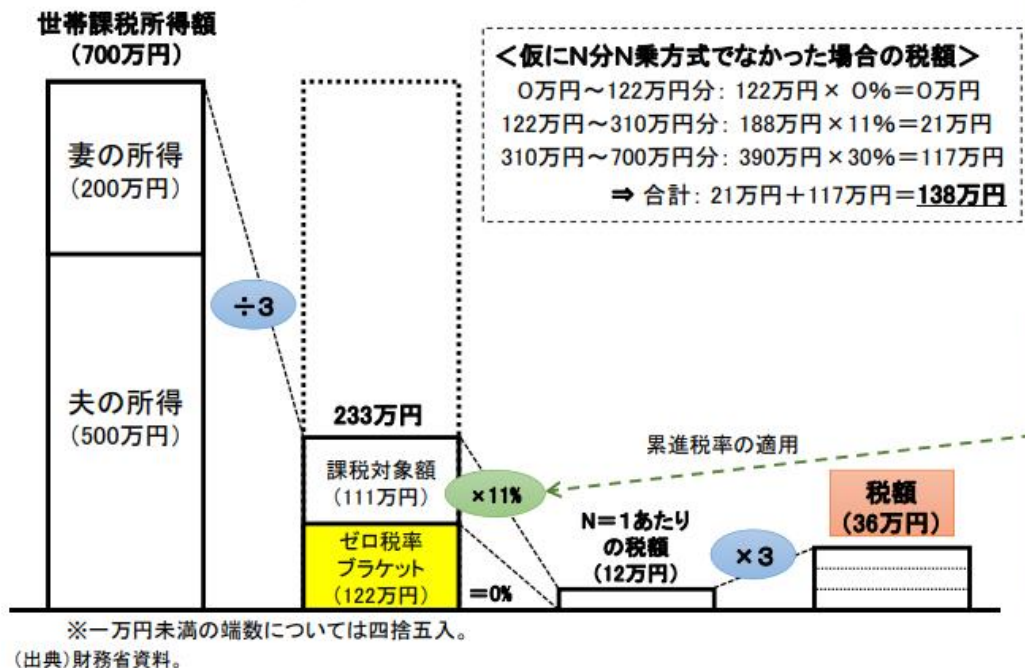
（備考） 邦貨換算レートは、1ポンド＝168円（裁定外国為替相場：令和5年（2023年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

(参考)フランスにおける「N分N乗方式」に基づく税額の計算(イメージ)(2020年1月現在)

「N分N乗方式」の概要

- 世帯課税所得額を「家族除数(N)」で除し、それに累進税率を適用して「家族除数(N)=1」あたりの所得税額を算出した後、再び「家族除数(N)」を乗ずることによって税額を算出する所得税の計算方式を、「N分N乗方式」と呼ぶ。

【例】夫婦+子2人(N=3)で、控除後の世帯課税所得額(共働き)が700万円の場合。



家族除数(N)

	家族除数(N)
単身	1
夫婦のみ	2
夫婦+子1人	2.5
夫婦+子2人	3

※以降、扶養子女が1人増す毎に1を加算する。

フランスにおける適用税率表

課税所得		適用税率(%)
万円超	万円以下	
0	122	0
122	310	11
310	888	30
888	1,909	41
1,909	～	45

※1ユーロ=121円で換算。

贈与税の課税方式（暦年課税と相続時精算課税）

区 分	暦年課税	相続時精算課税 (相続税・贈与税の一体化措置)
贈与者・受贈者	親族間のほか、 第三者からの贈与を含む。	60歳以上の者から 18歳以上の推定相続人及び孫への贈与
選択	不要	必要（贈与者ごと、受贈者ごとに選択） → 一度選択すれば、相続時まで継続適用
課税時期	贈与時（その時点の時価で課税）	同左
控除	基礎控除（毎年：110万円）	【～R5.12.31】 特別控除：2,500万円 (限度額まで複数回使用可)  【R6.1.1～】 基礎控除（毎年）：110万円 特別控除：2,500万円 (限度額まで複数回使用可)
税率	10%～55%の8段階	一律 20%
相続時	【～R5.12.31】 相続前3年以内に受けた贈与財産を相続財産に加算  【R6.1.1～】 相続前7年以内に受けた贈与財産を相続財産に加算（4～7年前に受けた贈与については、総額100万円まで加算しない。）	【～R5.12.31】 贈与財産を贈与時の時価で相続財産に加算 (相続税額を超えて納付した贈与税は還付)  【R6.1.1～】 贈与財産を贈与時の時価（基礎控除額を除く。）で相続財産に加算（相続税額を超えて納付した贈与税は還付）

主要国における贈与税の概要

主要国における贈与税の概要

(2018年1月現在)

		日本		アメリカ	イギリス ^(注6)	ドイツ		フランス	
		暦年課税	相続時精算課税						
納税義務者		受贈者	受贈者 ^(注3)	贈与者	贈与者	受贈者		受贈者	
税率	最低税率	10%	20%	18%	—	7%	統柄の親疎により、税率は3種類(最高税率50%) ^(注8) 。	5%	統柄の親疎により、税率は5種類(最高税率60%) ^(注8) 。
	最高税率	55% ^(注1)		40%		30%		45%	
	税率の刻み数	8 ^(注1)	1	12	—	7		7	
累積制度		なし	あり(過去全て)	あり(過去全て)	あり(過去7年分)	あり(過去10年分)		あり(過去15年分)	
相続財産への合算		過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分		過去15年分	
基礎控除等		基礎控除(年間) ^(注2) :110万円	特別控除(累積) ^(注2) :2,500万円	(生涯累積:遺産税と共通) ^(注4、5) 1,118万ドル(12.6億円) 配偶者:免税	(7年累積:相続税と共通) ^(注7) 32.5万ポンド (4,843万円) 配偶者:免税	(10年累積:相続税と共通) ^(注9) ・配偶者:50万ユーロ (6,600万円) ・子:40万ユーロ (5,280万円) 等		(15年累積:相続税と共通) ^(注9) ・配偶者:80,724ユーロ (1,066万円) ・直系血族:10万ユーロ (1,320万円) 等	

(注1)直系尊属から20歳以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。

(注2)日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。

(注3)日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。

(注4)アメリカでは、贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価額を累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与財産の価額から年間の控除額(受贈者1人あたり15,000ドル(170万円))を控除した額について、贈与財産価額・遺産価額に合算する。

(注5)アメリカでは、生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。

(注6)イギリスでは、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、贈与者に対して、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。

(注7)イギリスでは、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(45万円))を控除した残額を、相続財産価額に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与(相続)する場合は、7年累積分の基礎控除が10万ポンド(1,490万円)加算される(ただし、贈与(相続)財産総額が200万ポンド(2億9,800万円)を超える場合、超過額1ポンドにつき0.5ポンドずつ同加算額が逡減する)。

(注8)ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は配偶者等の税率によった。

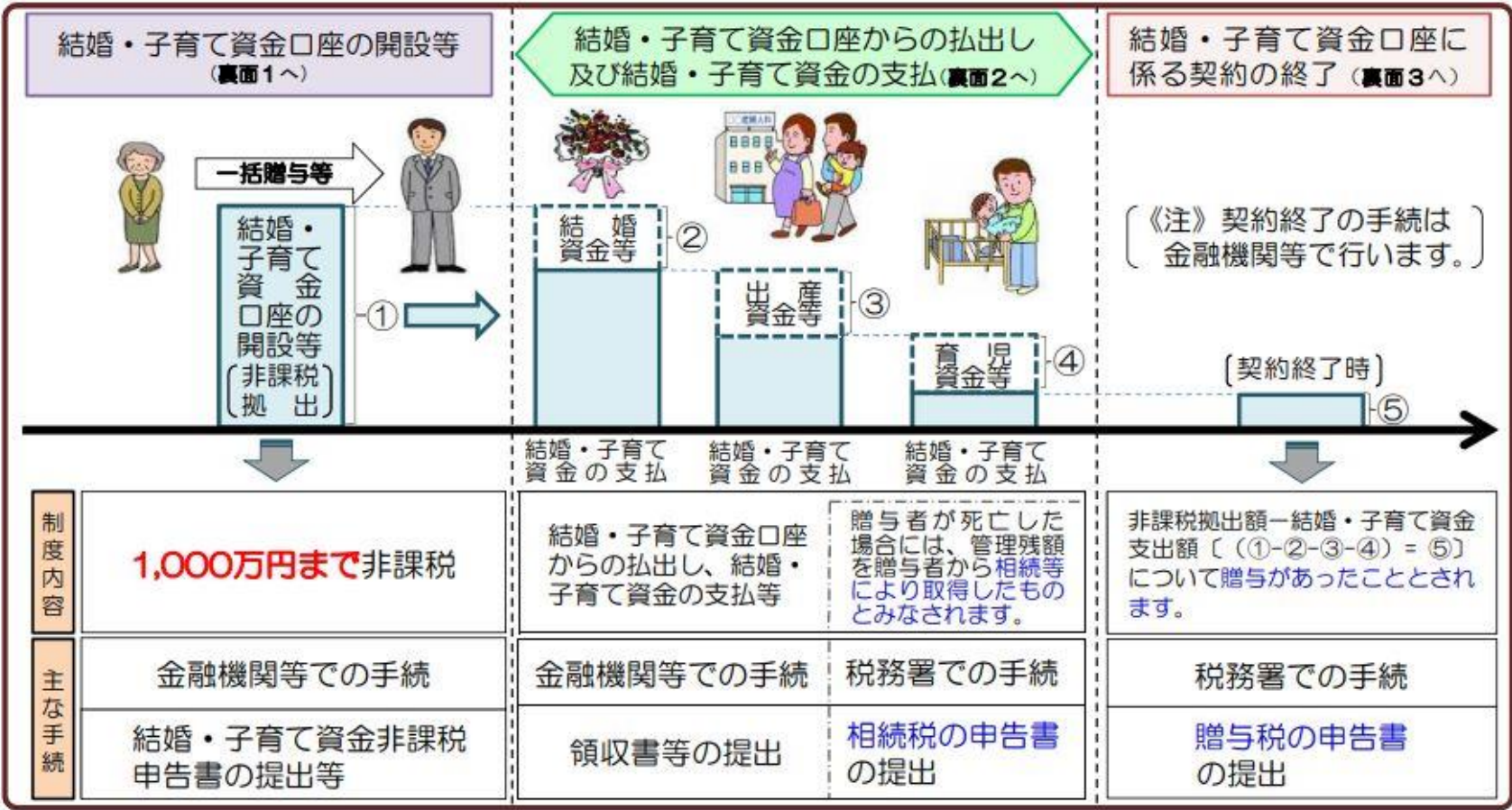
(注9)ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価額を贈与財産・相続財産価額に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可)。

(備考)邦貨換算レートは、1ドル=113円、1ポンド=149円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成30年(2018年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

【制度導入の背景】

- 将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援するため、本制度を創設するものである。

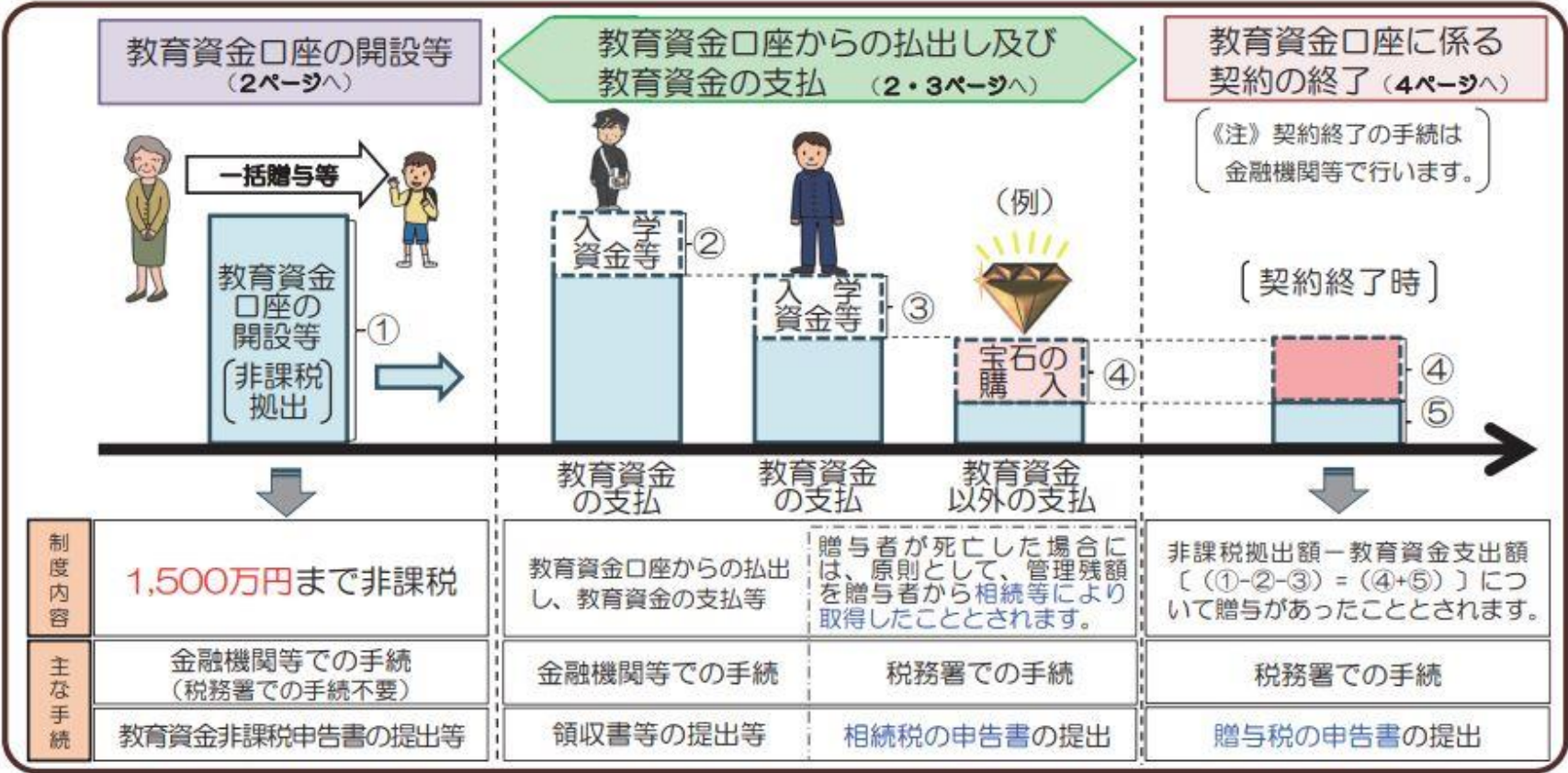


注 国税庁ホームページ「父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」

教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

【制度導入の背景】

- 扶養義務者間（親子間等）で必要の都度支払われる教育資金は贈与税非課税であるが、教育については将来にわたり多額の資金が必要であり、「一括贈与」のニーズも高い。
高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子供の教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に資するとともに、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することを期待するものである。

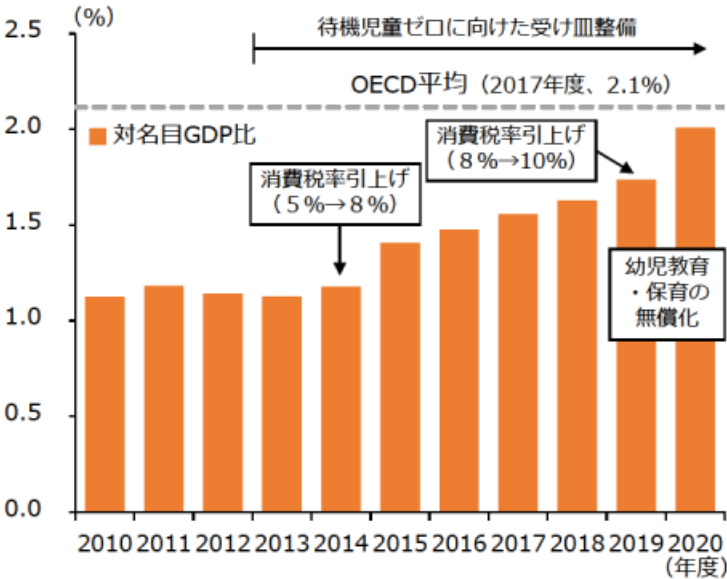


注 国税庁ホームページ「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」

家族関係社会支出の現状について（規模）

- 我が国の「家族関係社会支出」(対GDP比)については、消費税財源等を活用し、保育の受け皿拡大や幼児教育・保育の無償化(3歳～5歳)などを実施してきた結果として、近年、大きく増加しており、OECD平均に近づいてきている。また、こども1人当たりで見れば、OECD平均を上回っている。

◆ 家族関係社会支出の推移



(注) 2020年度の計数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響（臨時の給付やGDPの減少等）により、実態より上振れている可能性がある。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」

◆ 家族関係社会支出の国際比較

家族関係社会支出 (対GDP比)		18歳以下人口1人当たり 家族関係社会支出 (対国民1人あたりGDP比)	
スウェーデン	3.4 %	スウェーデン	15.4 %
フランス	2.7 %	ドイツ	13.9 %
ドイツ	2.4 %	フランス	11.8 %
イギリス	2.4 %	日本	11.0 %
OECD平均	2.1 %	イギリス	10.8 %
日本	1.7 %	OECD平均	10.1 %
アメリカ	0.6 %	アメリカ	2.6 %

(注) 2019年・年度（2023年4月4日時点）。

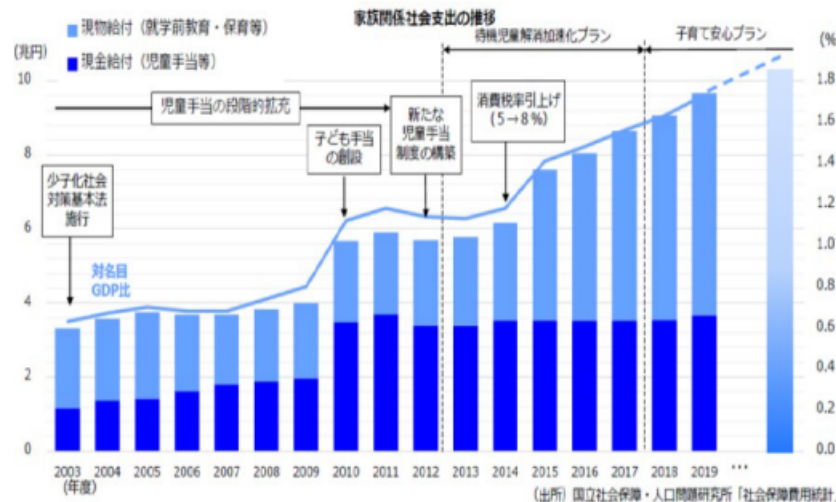
(出所) OECD “Social Expenditure Database”、OECD “Education at a Glance 2021”

家族関係支出の現状（現金給付と現物給付の日本における推移と国際比較）

家族関係社会支出の現状について（現金給付／現物給付）

- 我が国の「家族関係社会支出」のうち、「現物給付」については、近年、着実に増加してきているが、諸外国と比較すると、「現金給付」の割合が低いとの指摘がある。

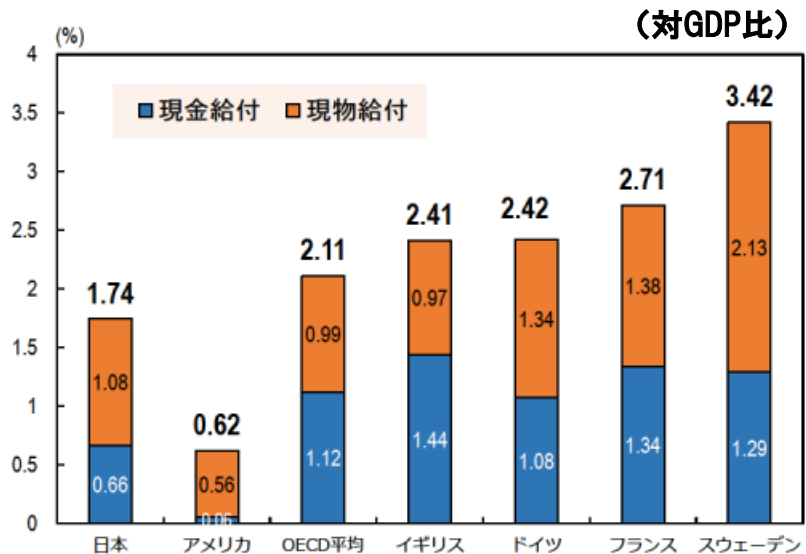
◆ 日本における家族関係社会支出の推移 （現金給付・現物給付別）



資料：2022年4月13日財務省財政制度等審議会財政制度分科会資料より。

※「家族関係社会支出」とは、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）であり、就学前教育・保育（現物給付）や、児童手当（現金給付）等が含まれる。
※2019年10月に幼児教育・保育の無償化を実施したことに伴い、平年度で約8,900億円（公費ベース）の増額となる（対名目GDP比約0.16%相当）。

◆ 家族関係社会支出の国際比較（2019年） （現金給付・現物給付別）



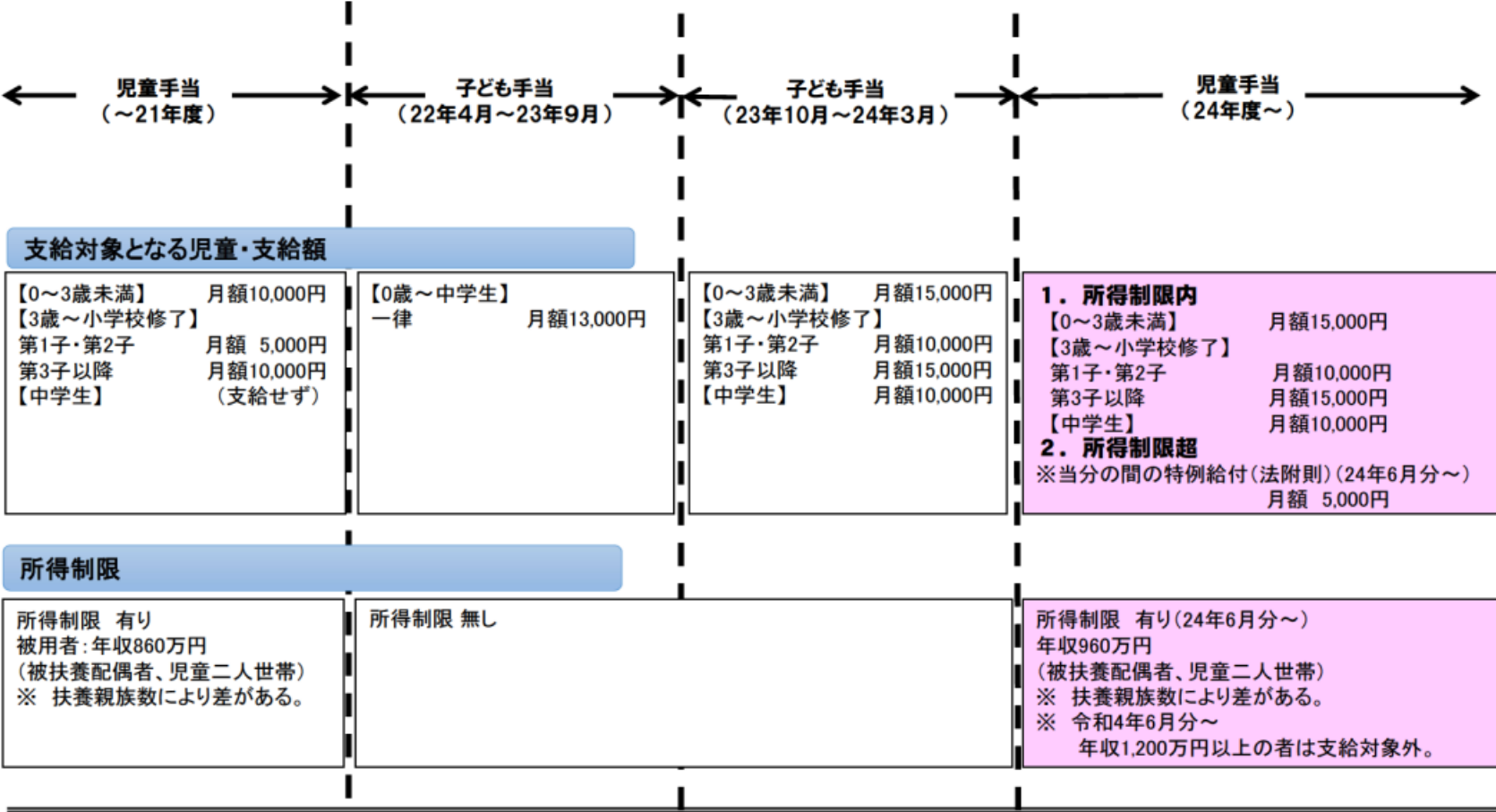
資料：日本は「令和2年度社会保障費用統計」、諸外国は「OECD Family Database「PF1.1 Public spending on family benefits」(2019年)より作成。

※日本については2019年度、各国の数値は2019年。

児童手当制度(昭和47年創設)

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する		
対象児童	国内に住所を有する中学校修了まで(15歳に到達後の最初の年度末まで)の児童（住基登録者：外国人含む） ※対象児童1620万人 （令和2年度年報（令和3年2月末））	受給資格者	・ 監護・生計同一（生計維持）要件を満たす父母等 ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
手当月額 （一人当たり）	0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生 一律10,000円 所得制限限度額以上 一律5,000円（特例給付） ※所得制限限度額（年収ベース） 960万円（子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合） （令和4年10月支給分から特例給付の所得上限額を創設 （子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、年収1,200万円相当））		
支払月	毎年2月、6月、10月（前月までの4か月分を支払）		
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施		
費用負担	国、地方（都道府県・市区町村）、事業主拠出金で構成 ※事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（3.6/1000）を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当		
給付総額	令和4年度予算：1兆9,988億円 （国負担分：1兆951億円、地方負担分：5,476億円 事業主負担分：1,637億円、公務員分：1,925億円）		

児童手当・扶養控除の変遷（１）

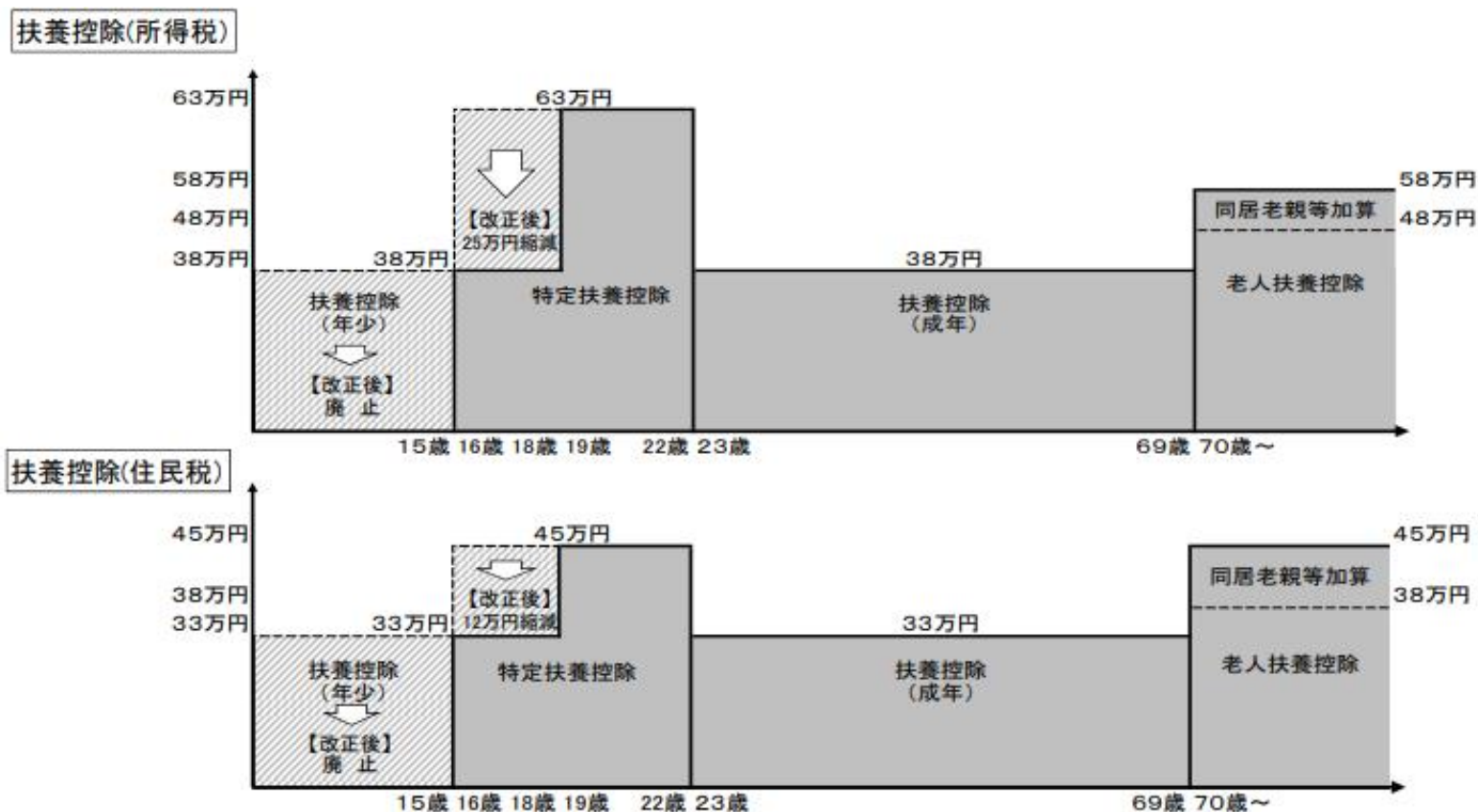


※ 年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除(扶養控除の上乗せ部分)の廃止
(所得税:23年分～、住民税:24年度分～)

注 内閣官房「こども未来戦略会議(第3回)」(令和5年5月17日)内閣府特命担当大臣提出資料

児童手当・扶養控除の変遷（２）

- 平成22年度改正により、「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除を廃止。
- また、高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分を廃止。



※ 年少扶養控除の廃止(平成22年度税制改正)に伴う改正増収額は所得税約5,000億円、住民税約4,000億円。

主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較（1）

主要国の主な子育て支援施策①

	出生率 (2017年)	出産	育児休業	保育サービス等	児童手当・税制
日本	1.43	出産手当金 ・出産日以前42日から出産日の翌日以降56日までの間、賃金の67%相当額を支給 出産育児一時金 ・子1人当たり原則42万円	育児休業給付 ・原則1歳未満(保育所に入所できないなどの場合は最長2歳) ・休業開始から6か月までは賃金の67%相当額、それ以後は50%を支給	幼児教育・保育の無償化 ・3～5歳:幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無料 ・0～2歳:上記施設を利用する住民税非課税世帯の利用料が無料	児童手当 ・0～3歳未満 月1.5万円 ・3歳～小学校修了 第1子・第2子:月1万円 第3子以降:月1.5万円 ・中学生 月1万円 ・所得制限以上世帯には当分の間特例給付:月5,000円 ・16歳以上については扶養親族1人当たり38万円の所得控除
フランス	1.86	出産休暇 ・最低8週間(出産前2週間、出産後8週間)、最大16週間、賃金と同額を支給 ・父親は、子の誕生から4か月以内に11日間連続して休暇取得可能、賃金と同額を支給 出産手当 ・子1人当たり約11.4万円	保育分担手当 ・第1子は1歳になるまでの間の最長6か月、第2子以降は3歳になるまでの間の最長24か月の間、(完全休業の場合)月約4.8万円を支給 ・第3子以降の子育てのため完全休業する場合は、短期間により多くの受給を選択可能	保育方法自由選択補足手当 ・子が6歳になるまでの間、利用する保育サービス(保育施設や保育ママ等)の内容に応じて毎月定額を支給	基礎手当 ・3歳未満、収入に応じて月約1.1万円ないし月約2.2万円 家族手当 ・第2子以降、20歳まで ・所得制限、14歳以上への加算あり ・N分N乗方式により、子どもが多い世帯ほど所得税負担が軽減
スウェーデン	1.78	妊娠手当 ・出産予定日の60日前から11日前の間、両親手当と同額を支給	両親手当 ・出産10日前(父親は出産後)から子が8歳になるまで又は小学校の第1学年を修了するまでのうち、合計480日間(各90日間を除く、300日間は両親間で受給権の移転が可能) ・390日間は所得の80%相当額、残り90日間は一律日額約2,000円を支給	住宅手当 ・子の数、住居の大きさ、所得に応じた額を支給 ・所得制限あり	児童手当 ・原則16歳未満、月約1.4万円 ・多子加算あり ・16歳を過ぎても義務教育相当の学校に通っている間(最長18歳まで)は延長児童手当を支給 ・有償の家事代行サービスを利用した場合、1人当たり支払額の50%(上限は年27.5万円)の税額控除

(備考) 1. OECD Family Database、内閣府・厚生労働省・国税庁HP、厚生労働省「海外情勢報告」、独立行政法人労働政策研究・研究機構「諸外国における育児休業制度等、仕事と育児の両立支援にかかる諸政策」(2018年3月)により作成。

2. 換算レートは、1ユーロ=121円、1スウェーデンクローネ=11円(令和2年3月の裁定外国為替相場)

7

主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較（2）

主要国の主な子育て支援施策②

	出生率 (2017年)	出産	育児休業	保育サービス等	児童手当・税制
イギリス	1.74	法定出産給付 ・最長39週間、最初の6週間は賃金の90%、残りの33週間は週約2.1万円を支給 法定父親給付 ・出産後8週間以内に1週間または連続した2週間の休暇取得可能、週約2.1万円を支給	両親共有給付 ・出生後2週間で降、パートナーが交互または同時に、最小1週間単位で休暇取得可能 ・法定出産給付の残余期間、週約2.1万円を支給	早期教育サービス ・3、4歳は週15時間の無料早期教育サービスを年間38週受ける権利あり ・2歳に対してもサービスを拡大、2014年9月には全2歳児の40%が受けられるよう要件を緩和	児童手当 ・第1子: 週約3,000円 ・第2子以降: 週約2,000円 ・1世帯当たり約7.8万円と子ども1人当たり約39.8万円の税額控除(所得制限付きの全額給付措置)
ドイツ	1.57	母性手当 保護期間(原則として出産前6週間、出産後8週間)、保護期間の開始前3か月間の平均手取り日額を支給	両親手当 ・子の出生から14か月までの間、所得の65%相当額(所得に応じて最大100%)を支給 ・2015年7月から制度拡充 ①短時間勤務の場合、受給額を半額にし、14か月の受給期間を2倍にできる ②両親ともに4か月、週25～30時間勤務とする場合、ともに4か月の追加受給が可能	・従来より女性の就業率が高い旧東独地域に比して、旧西独地域の保育所整備が遅れている ・保育所の整備費用を連邦政府が補助するため、投資プログラムを実施し、量的整備を着実に進めている	※児童手当と児童控除の選択制 児童手当 ・原則18歳未満(教育期間中の子どもについては25歳未満 等) ・原則として所得制限なし 第1子・第2子: 月約2.3万円 第3子: 月約2.4万円 第4子以降: 月約2.7万円 児童控除 ・夫婦合計で子ども1人当たり約90万円の所得控除
デンマーク	1.75	・出産費無料 ・母親は産前4週間、産後14週間、父親は産後2週間の休暇取得可能 ・最大100%の所得保障	・両親ともに、原則子どもが48週を迎えるまでの32週間 ・最大100%の所得保障	・0～3歳未満を保育園、または家庭保育(保育ママ)に預けることが主流で、3歳から小学校入学までは幼稚園へ通う ・母親の就業や求職活動は保育園や家庭保育への申請に必須の条件ではない	児童手当 ・18歳を迎えるまで、所得制限なし ・0～3歳未満 約2.4万円 ・3～6歳未満 約1.8万円 ・7～18歳未満 約1.5万円

(備考) 1. OECD Family Database、厚生労働省「海外情勢報告」、英国政府HP、富士通総研「デンマークにおける女性の就労と子育て支援のあり方」(2016年5月)により作成。
 2. 換算レートは、1ポンド=143円、1ユーロ=121円(令和2年3月の裁定外国為替相場)。デンマークについては、資料記載の金額を転記している。

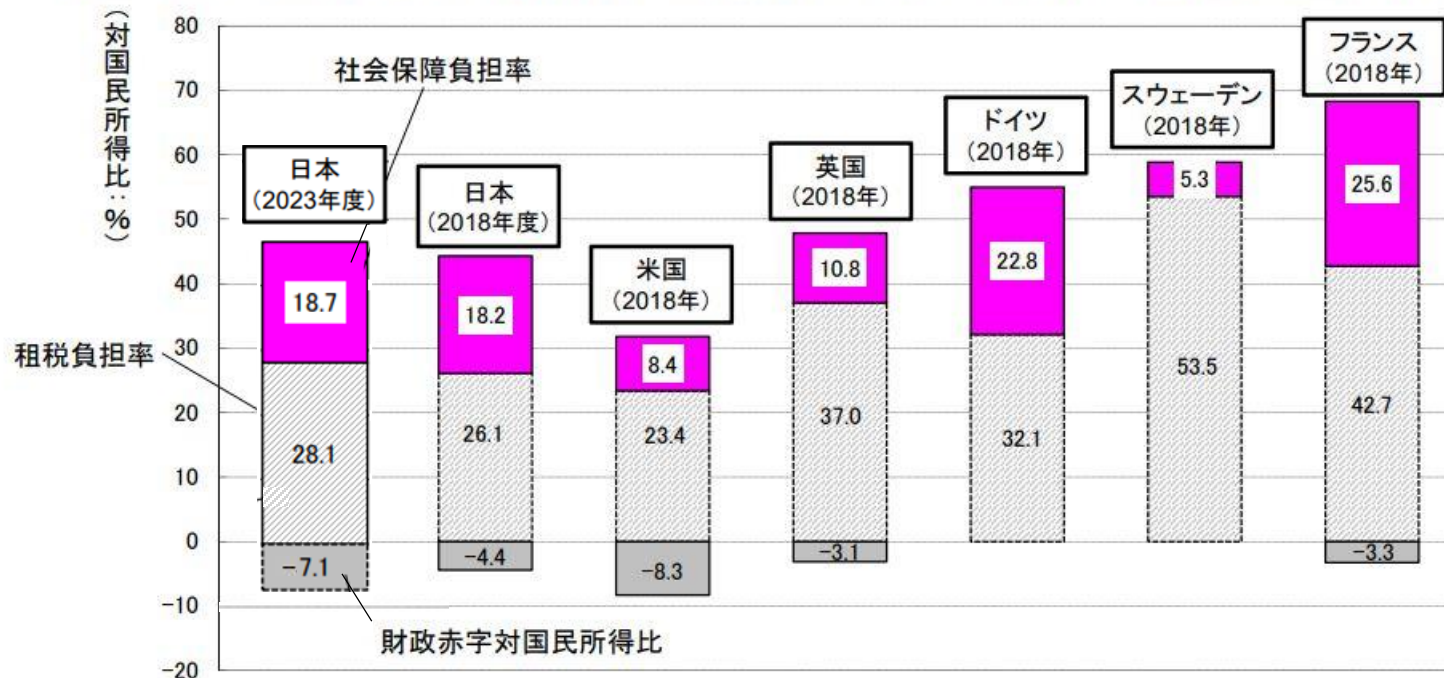
<検討項目>

財源の確保に関する検討

- ・ 社会保険料等の見直し
- ・ 税制の見直し（負担・諸控除等）
- ・ 社会保障等の歳出の見直し

国民負担率の国際比較

【国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率】 【潜在的な国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比】



(注1) 日本の2023年度(令和5年度)は見通し、2018年度(平成30年度)は実績。諸外国は2018年実績。

(注2) 財政収支は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

ただし、日本については、社会保障基金を含まず、米国については、社会保障年金信託基金を含まない。

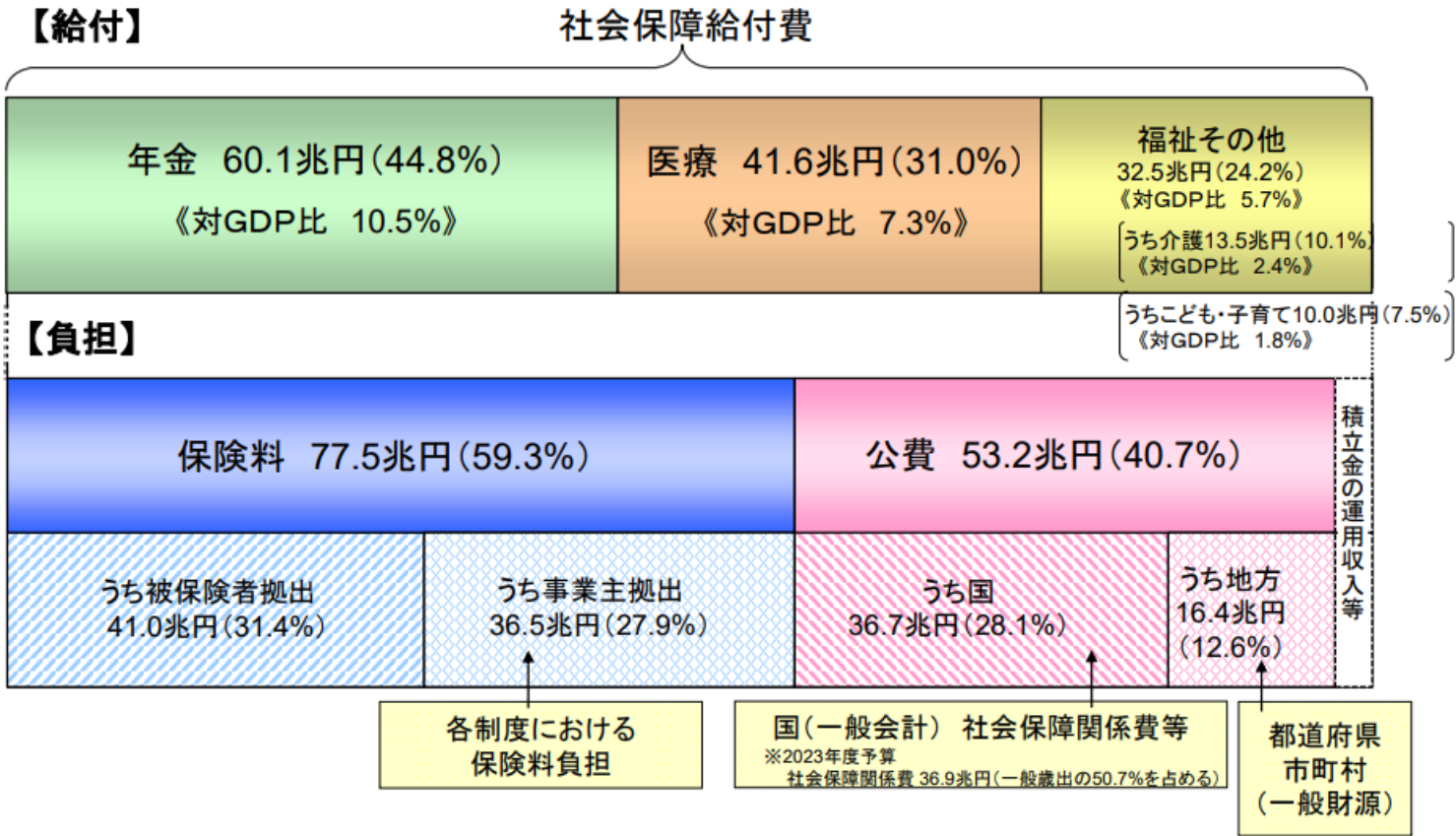
(出典) 日本：内閣府「国民経済計算」等 諸外国：OECD「National Accounts」、「Revenue Statistics」、「Economic Outlook 108」(2020年12月1日)

(対国民所得比：% (括弧内は対GDP比))

社会保障の給付と負担（2023年度予算ベース）

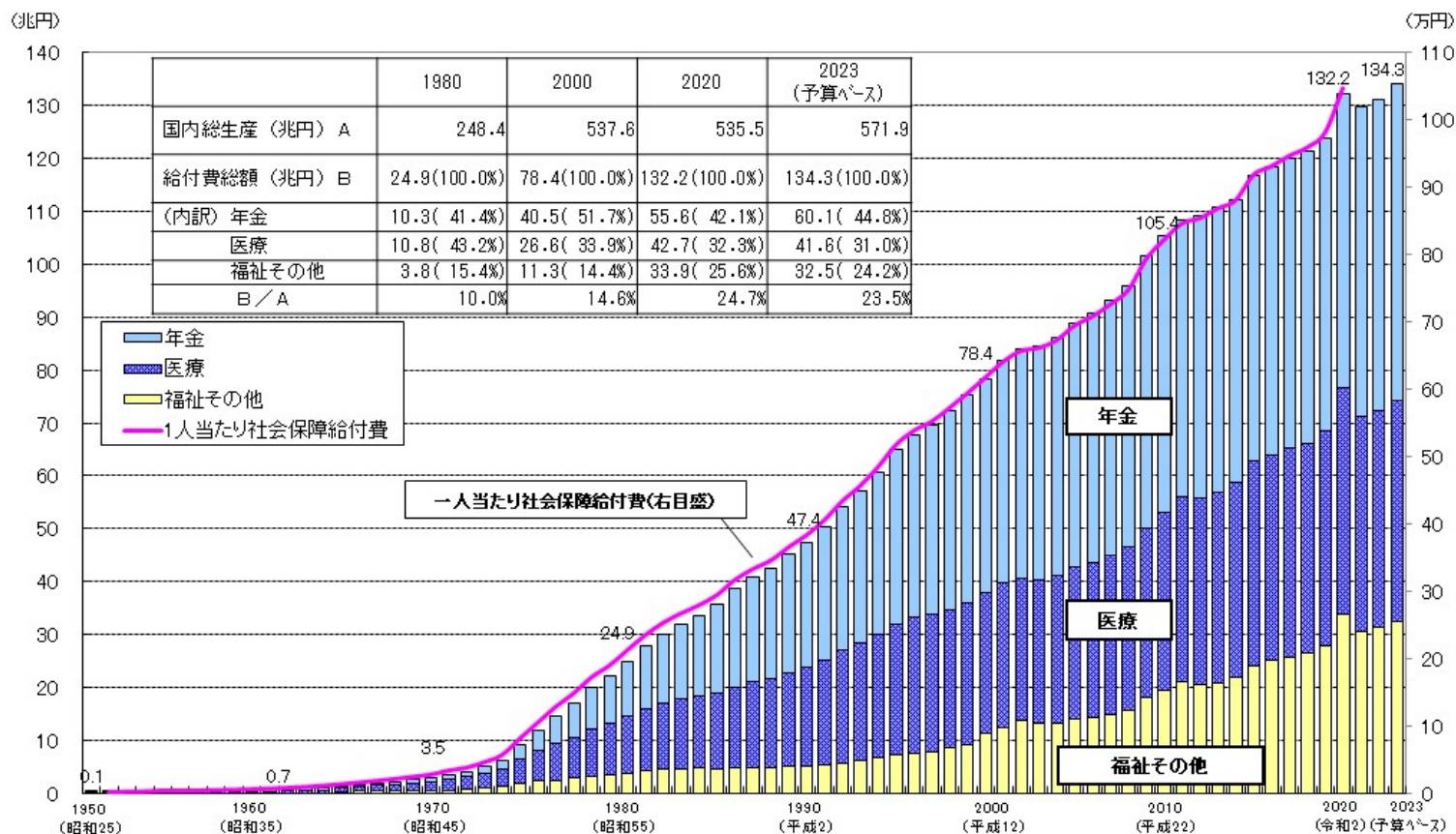
社会保障の給付と負担の現状(2023年度予算ベース)

社会保障給付費 2023年度(予算ベース) 134.3兆円 (対GDP比 23.5%)



注 厚生労働省ホームページ「社会保障の給付と負担の現状」

社会保障給付費の推移



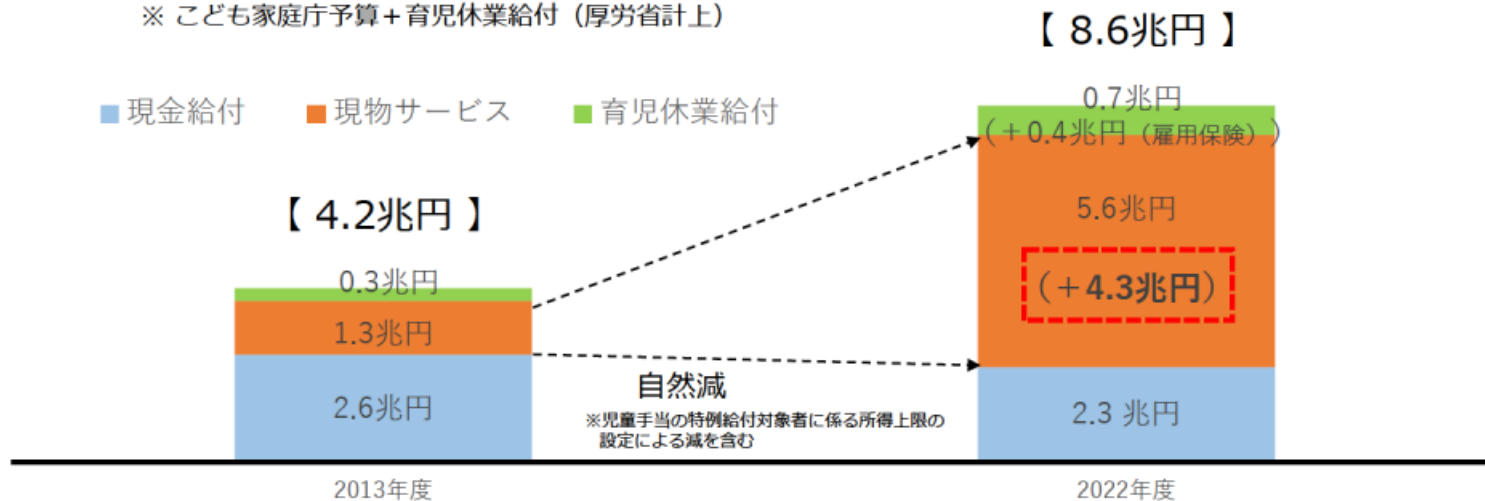
資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和2年度社会保障費用統計」、2021～2023年度（予算ベース）は厚生労働省推計、
2023年度の国内総生産は「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和5年1月23日閣議決定）」
（注）図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010及び2020並びに2023年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

こども・子育て予算の充実のための財源確保の取組について

- こども・子育て予算の充実のための財源は、これまで、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、消費税率引上げの増収分や子ども・子育て拠出金の増額のほか、社会保障関係費の歳出の目安の下での歳出改革により確保してきている。

◆過去9年間のこども関連予算（地方負担含む公費ベース）の推移

※ こども家庭庁予算+育児休業給付（厚労省計上）



《 +4.3兆円の財源 》

- 消費税率引上げ +2.2兆円
- 子ども・子育て拠出金の増額 +0.5兆円
- 歳出の目安の下での歳出改革による予算確保 +1.6兆円 ※ 9年間累積

(注) 上記のほか、児童扶養手当の制度改正（多子加算額の増額、公費250億円（2017年度予算））の財源確保のための歳出改革がある。

資料：2023年4月28日財務省財政制度等審議会財政制度分科会資料を基に作成。

11

社会保障4 経費における「子ども・子育て支援経費」の内訳推移

- 平成26年度と令和5年度を比較すると、消費税込（国分）は6.9兆円増加しており、社会保障4経費は5.8兆円増加している。
- 社会保障4経費をみると、年金2.3兆円、医療1.3兆円、介護0.9兆円、子ども・子育て支援1.2兆円の増加となっている。

(単位：兆円)

	社会保障4経費（注2）（A）					消費税込（B） （国分）	スキマ（B-A）	B/A（%）
	年金（注3）	医療	介護	子ども・子育て支援	合計			
	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比			
平成26年度	11.4 —	10.9 —	2.8 —	1.9 —	26.9 —	11.9 —	▲ 15.0 —	44.3
平成27年度	11.7 103.0	11.2 103.2	2.8 102.3	2.0 105.4	27.7 103.2	13.3 111.6	▲ 14.5 96.5	47.9
平成28年度	11.9 101.6	11.3 100.5	2.9 103.6	2.0 102.7	28.2 101.6	13.4 100.4	▲ 14.8 102.7	47.4
平成29年度	12.1 101.3	11.5 102.0	3.0 102.8	2.1 104.5	28.7 101.8	13.3 99.7	▲ 15.4 103.7	46.4
平成30年度	12.3 101.8	11.6 100.9	3.1 102.7	2.1 101.4	29.1 101.5	13.6 102.5	▲ 15.5 100.7	46.8
令和元年度	12.7 103.0	11.9 102.1	3.2 103.7	2.6 120.3	30.3 104.0	15.4 112.6	▲ 15.0 96.5	50.7
令和2年度	13.1 103.7	12.2 102.5	3.4 105.4	3.0 117.8	31.7 104.6	17.5 113.8	▲ 14.2 95.2	55.1
令和3年度	13.3 101.4	12.0 98.6	3.5 102.4	3.0 100.2	31.8 100.3	16.3 93.4	▲ 15.5 108.8	51.3
令和4年度	13.4 100.5	12.1 100.9	3.6 103.3	3.1 102.1	32.2 101.1	17.4 106.4	▲ 14.8 95.6	54.0
令和5年度	13.7 102.4	12.2 100.5	3.7 102.8	3.1 101.0	32.7 101.6	18.8 108.3	▲ 13.9 93.8	57.5

（注1）各年度の金額は、当初予算額である。なお、消費税込については、地方交付税分を除いた金額となっている。

（注2）社会保障4経費とは、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費。

（注3）年金の額には年金特例公債に係る償還費等約0.3兆円を含む。

※ 各係数は四捨五入によっており、合計等が一致しないものがある。

(参考) 事業主拠出金（子ども・子育て拠出金）について

○ 子ども・子育て支援法に基づき、以下の事業に要する費用に充てるため、政府は事業主から拠出金を徴収。

- ① 児童手当の支給
- ② 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、延長保育事業、病児保育事業）
- ③ 仕事・子育て両立支援事業
- ④ 保育の運営費（0～2歳児相当分）

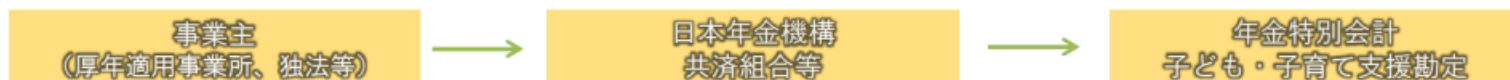
（参考）事業主拠出金率：0.36%（令和2年4月～） 拠出金率の上限：0.45%

事業主負担の考え方

- 児童手当制度〔昭和46年度～〕
「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する」ことを通じ、将来の労働力の維持確保につながる効果が期待されることから、被用者に対する児童手当の支給分について事業主から負担を求めることとしている。
- 福祉施設事業（児童育成事業）〔昭和53年度～平成26年度〕
「児童の養育に伴う家計の経済的負担を社会的に分担するとともに児童健全育成の観点からも家庭における児童の養育について社会がその責任を分担する」という児童手当法の目的を達成するため、現金給付の付随的な手段として昭和53年に「福祉施設」を導入。
平成6年に「福祉施設」を改め「児童育成事業」を創設し事業主拠出金を順次充当。
- 地域子ども・子育て支援事業〔平成27年度～〕
平成27年度の子ども・子育て支援新制度の創設により、事業主拠出金の充当事業を児童手当及び地域子ども・子育て支援事業のうち両立支援系の3事業（放課後児童クラブ、延長保育、病児保育）に限定。
- 仕事・子育て両立支援事業〔平成28年度～〕
労働者の仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う「仕事・子育て両立支援事業」を創設し、その財源として事業主拠出金の充当先を拡大。
- 保育の運営費（0～2歳児相当分）への充当〔平成30年度～〕
「新しい経済政策パッケージ」を踏まえ、「子育て安心プラン」の実現に必要な費用として「企業主導型保育事業（6万人分）」に加え、「保育の運営費（0～2歳児相当分）」に新たに事業主拠出金を充当。

【徴収の流れ】

事業主拠出金は厚生年金保険料、健康保険料等とともに事業主から徴収。



国における社会保障分野（医療・介護）における歳出改革等に関するこれまでの取組

2014年度	・診療報酬・薬価改定等 ・70～74歳の医療における窓口負担割合の見直し
2015年度	・介護保険制度改革（地域支援事業の充実、予防給付の一部を地域支援事業に移行、2割負担の導入等） ・介護報酬改定 ・協会けんぽ国庫補助の見直し
2016年度	・診療報酬・薬価改定等
2017年度	・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 ・高額療養費の見直し ・後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し ・介護納付金の総報酬割の導入
2018年度	・診療報酬・薬価改定等 ・薬価制度の抜本改革 ・介護報酬改定、高所得者3割負担の導入
2019年度	・介護納付金の総報酬割の拡大 ・診療報酬・薬価改定等（消費税率引上げに伴う対応）
2020年度	・介護納付金の総報酬割の拡大 ・診療報酬・薬価改定等
2021年度	・毎年薬価改定 ・介護保険制度改革（補足給付及び高額介護サービス費の見直し） ・介護報酬改定
2022年度	・診療報酬・薬価改定等 ・後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し ・被用者保険の適用拡大等
2023年度	・毎年薬価改定

※このほか、2023年通常国会にて、医療保険制度改革（高齢者負担率の設定方法の見直し、前期高齢者納付金の報酬調整の導入等）に係る法案が可決・成立 **12**

【「全世代型社会保障構築会議 報告書」（令和4年12月16日）で示された「今後の改革の工程」（抄）】

3. 医療・介護制度の改革

（1）基本的方向

- 超高齢社会への備えを確かなものとするとともに、人口減少に対応していく観点から、医療・介護制度の改革を前に進めることが喫緊の課題。特に、2025年までに75歳以上の後期高齢者の割合が急激に高まることを踏まえ、負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを早急に構築する必要がある。
- 限りある資源を有効に活用しながら、地域における医療・介護ニーズの増大に的確に対応する。全ての国民が、それぞれの地域において、質の高い医療・介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保していく観点から、医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保等に力を注ぐ。

（2）取り組むべき課題

（略）

（3）今後の改革の工程

① 足元の課題

（略）

② 来年、早急に検討を進めるべき項目

- 更なる医療制度改革（かかりつけ医機能の制度整備の実施に向けた具体化、地域医療構想の実現に向けた更なる取組、診療報酬・薬価改定に向けた検討）
- 医療・介護等DXの推進、介護職員の働く環境の改善
- 次期介護保険事業計画に向けた具体的な改革

③ 2025年度までに取り組むべき項目

- 医療保険及び介護保険における負担能力に応じた負担と給付の内容の不断の見直し
- 本格的な人口減少期に向けた地域医療構想の見直し、実効性の確保
- 地域包括ケアの実現に向けた提供体制の整備と効率化・連携強化

13

Ⅲ－２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

財源の基本骨格

- ▶ 「加速化プラン」の実施が完了する 2028 年度までに安定財源を確保。
- ▶ 徹底した歳出改革等により財源を確保。
- ▶ 構造的賃上げと官民連携による投資活性化に向けた取組を先行。
- ▶ 企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み（「支援金制度（仮称）」）の構築。
- ▶ 消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。
- ▶ 2028 年度までに財源不足が生じないように、こども特例公債（こども金庫が発行する特会債）を発行。
- ▶ 上記の安定財源とは別に、授業料後払い制度（仮称）の導入に関して、学生等の納付金により償還が見込まれること等を踏まえ HECS 債（仮称）による資金調達手法を導入する。



必要な制度改革のための所要の法案を 2024 年通常国会に提出。

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化

- ▶ こども・子育て支援のための新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）を創設。

【テーマⅡ】

女性が活躍しやすい社会
に資する税制等の在り方

- I 女性の経済的自立
- II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
- III 男性の家庭・地域社会における活躍
- IV 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）

I （4）女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討

我が国の社会保障制度・税制は昭和時代に形作られたが、令和の時代を迎え、女性の人生や家族の姿は多様化している。離婚件数が増加し、未婚率も上昇した結果、昭和の時代には9割が50歳時点で配偶者がいたが、令和の時代には3割が配偶者がいない状態となっている。単独世帯及びひとり親世帯の割合も上昇し、昭和の時代に比べて2.5倍、全体に占める割合も約半分となった。一方で、現在の制度は、配偶状況によって取扱いを変えるため、本人の就労だけではなく配偶状況によって格差が生じており、有配偶の非正規雇用女性は未だに4割程度が就業調整を選択している。また、離婚した女性の年金額は低い傾向にある。さらに、夫の所得が高くなるほど妻の有業率が低く、いわゆる専業主婦が多い傾向にある。このような状況を踏まえ、

- ①現行の制度は就業調整を選択する人を増やしているのではないか。
 - ②配偶者の経済力に依存しやすい制度は、男女間賃金格差も相まって、女性の経済的困窮に陥るリスクを高める結果となっているのではないか。
 - ③現行の制度は分配の観点から公平な仕組みとなっていないのではないか。
- という主に3つの観点から、社会保障制度や税制等について検討を行う。

I 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取組の推進（⇒詳細はP2参照）

社会全体で女性活躍の機運を醸成し、多様性を確保していくことは、男女ともに自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のために不可欠であるとともに、イノベーションの創出と事業変革の促進を通じて企業の持続的な成長、ひいては日本経済の発展に資することを踏まえ、女性の活躍をけん引するため、下記のような施策を講じる。

① プライム市場上場企業を対象とした女性役員比率に係る数値目標の設定等

- ・ 令和5年中に、取引所の規則に以下の内容の規定を設けるための取組を進める。
①2025年を目途に、女性役員を1名以上選任するよう努める ②2030年までに、女性役員の比率を30%以上とすることを目指す ③左記の目標を達成するための行動計画の策定を推奨する。
- ・ あわせて、企業経営を担う女性リーダー研修の更なる充実、リスクリングによる能力向上支援、好事例の横展開など、女性の育成・登用を着実に進め、管理職、更には役員へとという女性登用のパイプラインの構築に向けた取組の支援を行う。

② 女性起業家の育成・支援

- ・ ロールモデルとなる女性起業家の創出・育成支援のため、政府機関と民間が集中支援を行うプログラム（J-Startup）において、女性起業家の割合を20%とすることを旨とする。
- ・ あわせて、女性起業家のためのネットワークの充実、女性起業家による資金調達への支援等を行う。

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化（⇒詳細はP3参照）

男女が家事・育児等を分担して、ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりに向けて、また、女性に多い非正規雇用労働者や経済的に厳しいひとり親世帯の現状等を踏まえ、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組をあらゆる観点から進めることとし、下記のような施策を講じる。また、仕事と健康の両立による女性の就業継続を支援する。

① 平時や育児期を通じた多様で柔軟な働き方の推進

- ・ 長時間労働慣行の是正、投資家の評価を利用した両立支援の取組の加速、「多様な正社員」制度の普及促進等に取り組む。
- ・ 「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。

② 女性デジタル人材の育成などリスクリングの推進

- ・ デジタルスキル標準やITパスポート試験の活用促進、女性デジタル人材育成プランの実行等に取り組むなど、リスクリングのための環境を整備する。

③ 地域のニーズに応じた取組の推進

- ・ 地域のニーズに応じた女性活躍を支える各地の男女共同参画センターの機能強化を図るとともに、独立行政法人国立女性教育会館（NWECC）による各センターへのバックアップの強化等を図るため、同法人の主管の内閣府への移管や、同法人及び各地のセンターの機能強化を図るための所要の法案について、令和6年通常国会への提出を目指す。

⇒これらの取組により、いわゆる「L字カーブ」（右図参照）が生じる背景にある構造的な課題（※）の解消を目指す。

（※）長時間労働を中心とした労働慣行、女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り、固定的な性別役割分担意識等

III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現（⇒詳細はP4参照）

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現するため、下記のような施策を講じるほか、ハラスメント対策や、政策決定過程のあらゆる段階における女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を反映するための取組、平和・安全保障の分野における女性の参画に取り組む。

① 配偶者等からの暴力への対策の強化

- ・ 配偶者暴力防止法改正法の円滑な施行（令和6年4月）に向けた環境整備等に取り組む。

② 性犯罪・性暴力対策の強化

- ・ 被害が潜在化・深刻化しやすいこどもをはじめ、多様な被害者がためらうことなく相談できるよう相談先等の周知を徹底する。
- ・ 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」や「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策を着実に実行する。

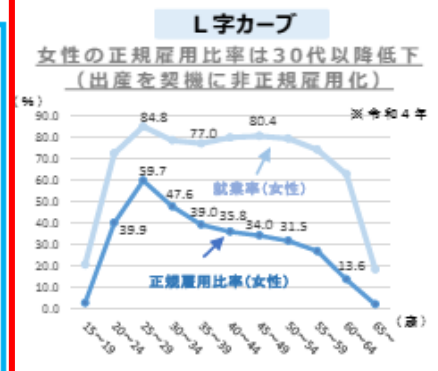
③ 困難な問題を抱える女性への支援

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の円滑な施行（令和6年4月）に向けた支援体制の整備等を図る。

④ 生涯にわたる健康への支援

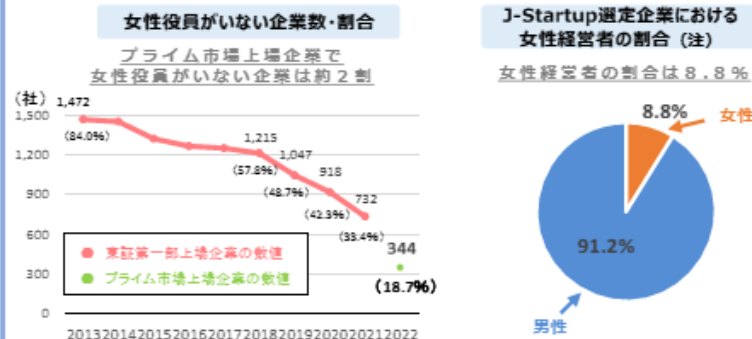
- ・ 事業主健診の充実、フェムテックの利活用、生理休暇制度の普及促進、女性アスリートが抱える健康課題等に取り組む。

⑤ 地域のニーズに応じた取組の推進（再掲）



I 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて

(1) 企業における女性登用の加速化



①プライム市場上場企業を対象とした女性役員比率に係る数値目標の設定等

- ・令和5年中に、取引所の規則に以下の内容の規定を設けるための取組。
 - ー2025年を目途に、女性役員を1名以上選任するよう努める。
 - ー2030年までに、女性役員をの比率を30%以上とすることを目指す。
 - ー上記の目標を達成するための行動計画の策定を推奨する。
- ・コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムに基づき、取締役会や中核人材の多様性向上に向けた追加的な施策の検討。

②パイプラインの構築に向けた取組の支援

- ・企業経営を担う女性リーダー人材の育成を目的とした研修の企業横断メンタリングプログラムの活用を含めた更なる拡充。
- ・リスクリングによる能力向上支援のため雇用保険の教育訓練給付に関して高い賃金が獲得できる分野等について拡充を検討。
- ・多様な人材が登用される環境づくりの推進に向け好事例の横展開、企業経営者が取組にコミットする場を設ける。

③アセットオーナー等機関投資家によるスチュワードシップ活動の実質化

- ・年金等のアセットオーナーにおける体制の拡充等のスチュワードシップ活動の実質化に向けた課題の解決に向け、取組を促進。

④5次計画における役員に占める女性割合に関する成果目標の策定

- ・令和5年中に、令和7年までのプライム市場上場企業の役員（全体）に占める女性割合に関する成果目標を策定。

（注）J-Startup選定企業とは経済産業省が2018年6月に立ち上げた政府機関と民間の支援プログラムに基づき、大企業の新事業担当等からの外部有識者からの推薦により、外部審査委員会での厳正な審査により選ばれたスタートアップ企業のこと。J-Startup選定企業238社における、女性経営者の割合（2023年5月時点）。

(2) 女性起業家の育成・支援

①段階ごとの課題に対する有機的な女性起業家への支援

- ・外部有識者からの推薦に基づいて選定された企業を、政府機関と民間が集中支援を行うプログラム（J-Startup）において、女性起業家の割合を20%とすることを旨とする。
- ・全国ネットワークである「わたしの起業応援団」について支援機関のスキルの見える化、地域金融機関との連携を含めた地域ごとの支援拡充。
- ・産業革新投資機構による女性キャピタリストを採用・育成する民間ファンドや女性起業家に積極的に投資する方針の民間ファンドへの出資等を促進。

②女性起業家育成・支援のためのエコシステムの整備

- ・現状、実態を捉えた定量的なデータが不足していることから、実態把握に向けたパイロットのアンケート調査を実施し、対外発信。

(3) 地方・中小企業における女性活躍の促進

①中小企業向け補助金における優遇による両立支援に向けた取組

- ・中小企業向け補助金において、女性活躍や子育て支援に取り組む企業を採択審査において加点する優遇措置を広げていく。

②中小企業を含む企業経営者等のアンコンシャス・バイアスの解消・行動変容を促すコンテンツの開発・普及

- ・企業の経営者等に向けた研修用のコンテンツにより、アンコンシャス・バイアスを解消し、行動の変容を促す。

③地域金融機関を通じた女性経営人材のマッチング支援の促進

- ・大企業から地域の中堅・中小企業への新しい人の流れを創出し、転籍、兼業・副業、出向等、様々な形態での地域企業の経営人材確保を支援する「地域企業経営人材マッチング促進事業」の女性経営人材向けの周知広報。

④女性活躍に取り組む中小企業の好事例の横展開等

- ・女性活躍の要素を重視した取引先の選定など、中小企業を始めとして社会全体で女性活躍を促し合う取組の普及・拡大。
- ・「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」の地域シンポジウムを全国各地で開催し、各地域のネットワーク形成、好事例の横展開。

Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

（１）男女がともにライフイベントとキャリア形成を両立する上での諸課題の解消

○企業の労働慣行の見直し

①平時からの多様な働き方の推進

- ・長時間労働慣行の是正に向けた的確な監督指導、労働基準法の令和6年度からの全面施行に向け法制度の周知を徹底し、必要な支援を実施。
- ・労働者に対する就業場所・業務の変更の範囲を明示する新しいルールを令和6年4月より施行。
- ・投資家の評価を利用した両立支援の加速のため、女性活躍に優れた企業を選定するなどでし銘柄を活用し、両立支援に積極的な企業を選定。
- ・「多様な正社員」制度の普及促進に向けた好事例の周知や専門家による導入支援、選択的週休3日制の導入促進。
- ・勤務間インターバル制度の導入率向上に向けたアウトリーチ型のコンサルティング、導入による効果の把握とその効果的な周知の検討。

②育児期における休暇取得や柔軟な働き方の推進

- ・「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化。
- ・こどもが2歳未満の期間に、時短勤務の活用を促すための給付を創設。
- ・こどもが病気の際などに休みやすい環境整備を検討。
- ・育児・介護休業法における育児休業取得率の開示制度の拡充を検討。

③仕事と介護の両立に関する課題への取組

- ・仕事と介護の両立に関する「事前の心構え」と「基礎知識」の獲得を促すため、両立支援制度の情報提供や介護保険制度の更なる周知を検討。

○外部サービス利用の普及による家事・育児負担の軽減

- ・ベビーシッターの保育の質の確保・向上。
- ・家事支援サービス利用の信頼性向上のためサービス提供事業者の認証制度の在り方、企業の福利厚生としてのサービス提供に向けた方策を検討。

○女性のキャリア意識をめぐる課題の解消

- ・女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討。短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに取り組むとともに、被用者が新たに106万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直し。

- ・各教育委員会に対し、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払しょくするための教員研修プログラムの活用促進。これらを植え付けないための幼児期からの教育環境の整備。

（２）男女間賃金格差の開示に伴う更なる対応

- ・開示を行った各企業における課題の的確な把握・分析とその結果を踏まえた格差の是正に向けた取組を支援。当時雇用労働者101人から300人の事業主への公表義務の対象拡大を検討。
- ・国・地方公共団体の開示はサイトの整備を通じて更なる「見える化」。

（３）非正規雇用労働者の正規化及び処遇改善等

- ・非正規雇用労働者の正規化を進める事業主に対する助成を拡充。企業が雇用形態を問わず訓練を実施することを支援、労働者個人への支援も拡充。
- ・同一労働同一賃金の遵守の徹底のため企業への一層の働きかけ。
- ・地方公共団体の会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給を可能とする「地方自治法の一部を改正する法律」の令和6年4月の施行に向け必要な助言。

（４）女性デジタル人材の育成等

- ・デジタルスキル標準やITパスポート試験の活用促進。
- ・多様化する就労形態に関する知識向上を目的とした地方公共団体によるセミナー等の取組を地域女性活躍推進交付金で支援。
- ・「女性デジタル人材育成プラン」の実行。

（５）地域のニーズに応じた取組の推進

- ・「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」に盛り込まれた機能強化に係る施策・取組について令和5年度より実施可能なものから計画的に実施。機能強化を図るための所要の法案の令和6年通常国会への提出を目指す。
- ・地域女性活躍推進交付金を始めとする国の支援策を活用して、ジェンダーギャップを解消するための地方公共団体の効果的な取組を支援。

（６）ひとり親家庭支援

- ・養育費受領率目標の達成^(注)に向け、周知・広報等による意識改革や相談体制整備、プッシュ型支援、離婚前後親支援モデル事業の活用促進などの取組。
- ・離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しについての検討の進展状況等を踏まえ、必要に応じて養育費の受領率の達成目標の見直し。
- ・高等職業訓練促進給付金の一層の利用促進。

（注）希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるという認識の下、まずは2031年に、全体の受領率（養育費の取り決めの有無にかかわらず受領率）を40%とし、養育費の取り決めをしている場合の受領率を70%とすることを目指す。

- 誰もがいきいきと活躍できる社会の実現に向けて、女性の活躍を阻む要因となる、性別によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消や、働く場における女性の課題解決を更に加速化する

家庭や教育現場等におけるマインドチェンジを加速

◆ 都民に対する普及啓発

- 都民公募によるアンコンシャス・バイアスに関する啓発動画を、各種広報媒体を用いて普及

◆ 親子の職業観拡大

- 職業の選択肢拡大を目的に、教育的側面のあるテーマパーク等と連携した親子参加型イベントなどを実施し、親子双方へアプローチ



◆ デジタル分野等の魅力発信

- 女性の参画が少ない、デジタル分野への女性参画を促すため、デジタル分野の企業と連携し、女子中高生を中心とした職場体験ツアーを実施



◆ 教育現場の意識改革

- 小学校高学年を対象とした性別に関する意識調査の結果を踏まえ、親子向け啓発グッズ等を作成
- 進路選択・就職期にある高校生を対象に、性別によるアンコンシャス・バイアスの実態を調査し、結果を踏まえた事業展開を検討



◆ 男性の家事・育児参画促進

- 家事・育児のお願いや感謝を表すLINEスタンプを作成し、夫婦・家族間の円滑なコミュニケーションを促進
- 20～40代の男性が多く観戦するスポーツに焦点を当て、プロスポーツチームと連携した男性の家事・育児参画のPR活動を展開
- 男性育業フォーラムの開催など、経営者層等に対する意識啓発を実施
- 父親向け子育てデジタルブックを作成し、男性の育児と仕事の両立を支援

健康向上等を通じて働く場における女性の活躍を支援

◆働く女性の健康向上

- 女性の健康課題を解決するためのフェムテックに関する新製品の開発・改良、及び普及を行う企業等を支援
- 女性特有の健康課題と仕事の両立をテーマにアンケートを行い、好事例を発信していく取組を実施



◆ 都政の率先垂範行動

- 都庁管理職を対象に、専門家の監修のもとアンコンシャス・バイアス研修を実施し、都民サービスの向上や職場環境の改善を推進
- 都政策連携団体における女性役員割合を2026年度までに30%とする目標を掲げ、達成に向け役員構成の見直し等を促進



◆ 女性の就業サポート

- 「女性しごと応援ナビ」を運営し、「オンラインキャリアカウンセリング」や「おしごと紹介」を通年で実施するほか、自身の可能性を発見するための「女性しごとE X P O」を開催
- 非正規雇用で働く女性等に対し、能力開発及び就職支援を一体的に実施し、キャリアアップを支援
- 「年収の壁」により、就業調整しながら働く女性等に対し、税や社会保険制度等の雇用関連諸制度に関する情報を発信

◆ 女性活躍の気運醸成

- 「女性が輝くTOKYO懇話会」において、芸術文化分野における女性活躍の状況や好事例等を紹介
- 女性の活躍推進について優れた取組を行っている企業や団体等を表彰し、就活サイトなど、多様な媒体で広く発信
- 生き方や暮らし方、働き方などの前提となる国の制度の課題や民間における現場の実態等を議論する有識者会議を設置し、特に女性の活躍推進に向けた取組を検討

配偶者暴力への対策を強化

- 国の配偶者暴力加害者プログラムの試行結果を踏まえ、都としてグループワーク等のプログラムを実施し、加害者対策を推進
- 配偶者や交際相手からの暴力等について、LINEを活用した相談や、「男性のための悩み相談」を実施するなど、配偶者暴力等に対する相談体制を整備



誰もが自らの希望に応じて輝ける社会の実現へ

論点

女性が活躍しやすい社会の実現に向け、生き方の選択に対して中立的な税制はどうあるべきか。

<検討項目>

- ・ 社会保険及び税における「年収の壁」と就業調整
- ・ 配偶者控除の在り方
- ・ 女性のキャリア形成と税制・社会保障制度

現在の社会保障制度が形成された時代（高度経済成長期）の経済・社会背景¹

右肩上がりの
経済成長と低失業率

正規雇用・終身雇用の男性労働者と
専業主婦と子供という核家族モデル

充実した企業の福利厚生

昭和36（1961）年度 配偶者控除の創設

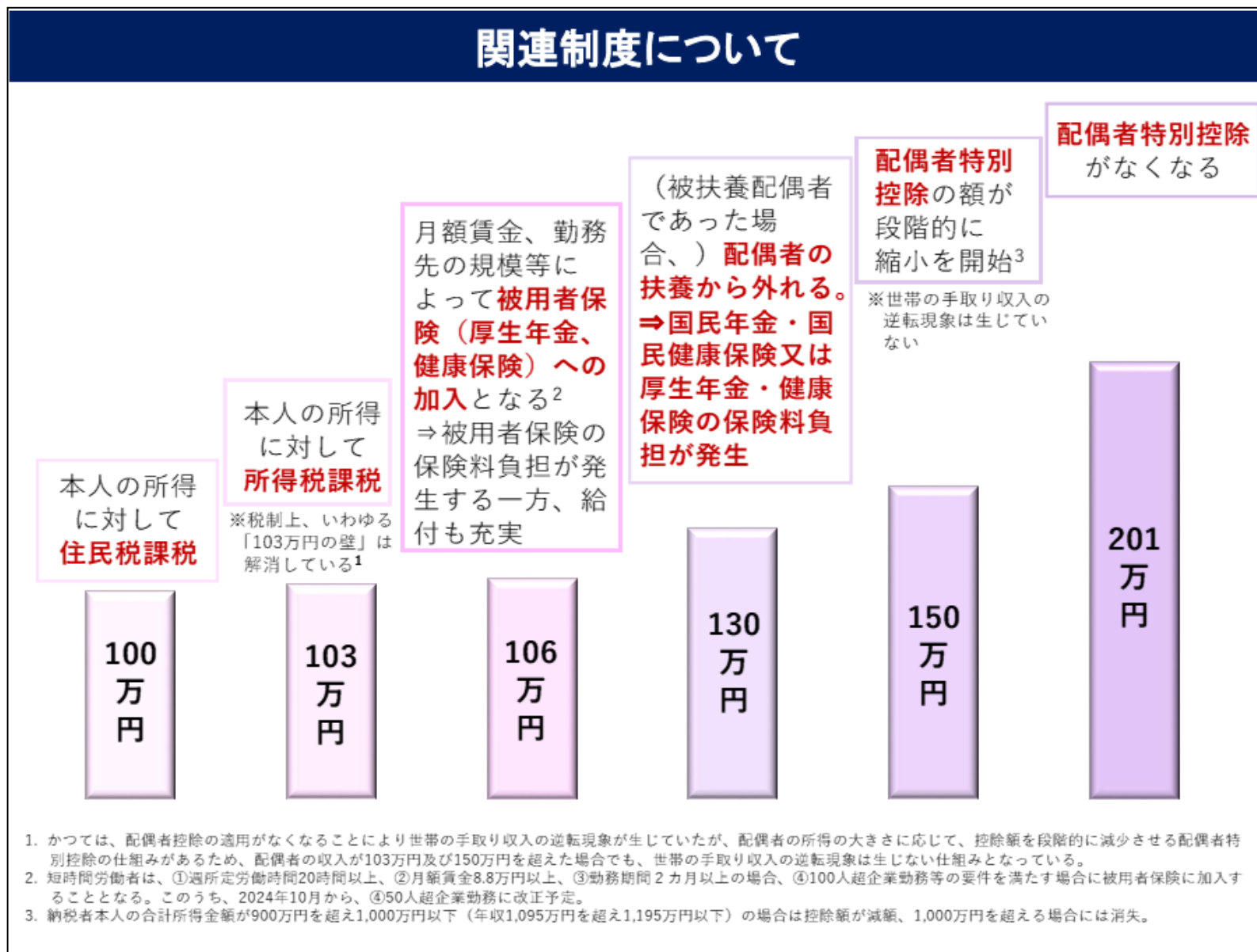
- ・扶養控除から分離して創設
- ・家事や養育など家庭の中心となって夫を援助するなど夫の所得の稼得に大きな貢献をしているという、いわゆる「内助の功」を評価。

昭和60（1985）年 第3号被保険者制度の創設²

- ・基礎年金制度を導入し、基礎年金部分について専業主婦も含めた女性の年金権を確立。
被用者世帯の専業主婦の基礎年金保険料は配偶者の加入する年金制度が負担。

昭和62（1987）年度 配偶者特別控除の創設

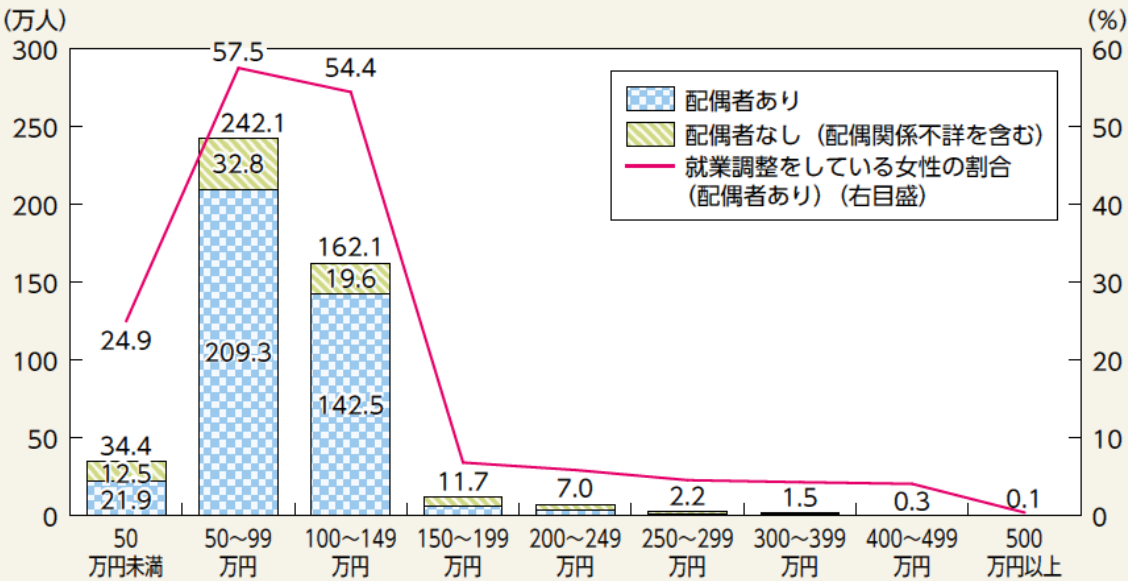
- ・パートタイムで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、夫において配偶者控除が適用されなくなるとともに、その妻も納税者となることから、世帯全体の税引後手取額が減少してしまうことに対応。



就業調整をしている非正規雇用女性の数・割合

■ 有配偶の非正規雇用女性は未だに 4 割程度が就業調整を選択しており、所得が50万～99万円及び100～149万円の階層においては、5 割超が就業調整を選択している。

就業調整をしている非正規雇用労働者の女性の数・割合（配偶関係、所得階級別）（平成29（2017）年）



就業調整の有無	非正規雇用の女性の総数（万人）	
	配偶者あり	配偶者なし（配偶関係不詳を含む）
就業調整をしている（女性）	463.6	386.2
就業調整をしていない（女性）	940.5	77.4
合計	1,404.1	520.9
		419.6
		907.1
		497.0

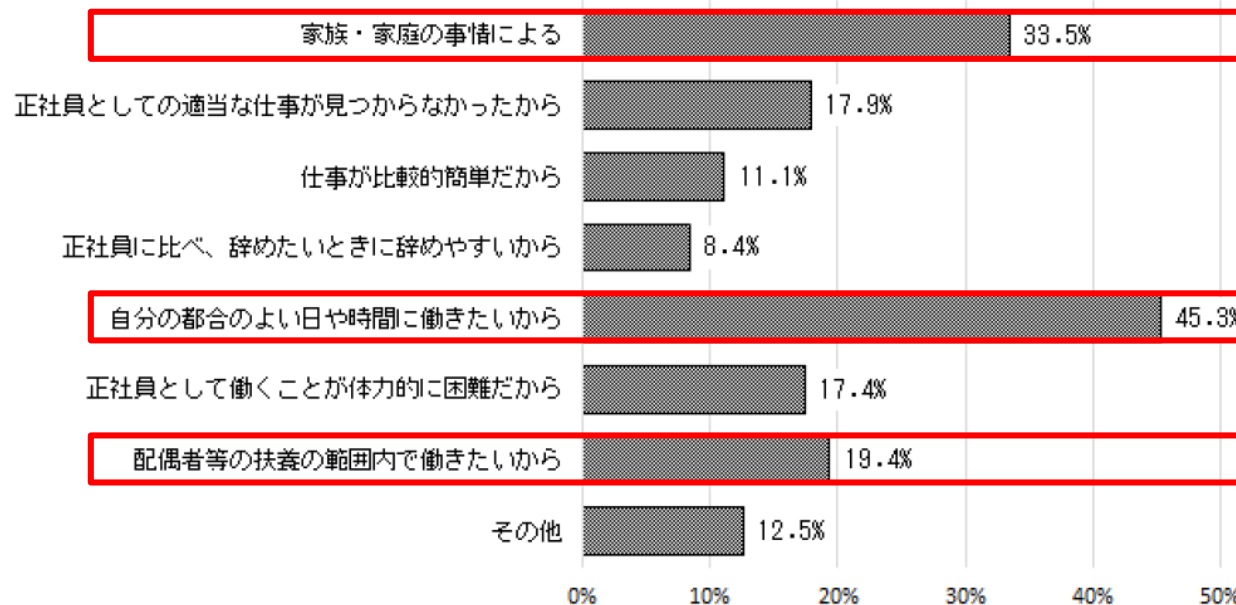
(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
2. 「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問に対する「している」との回答を集計。

(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成。

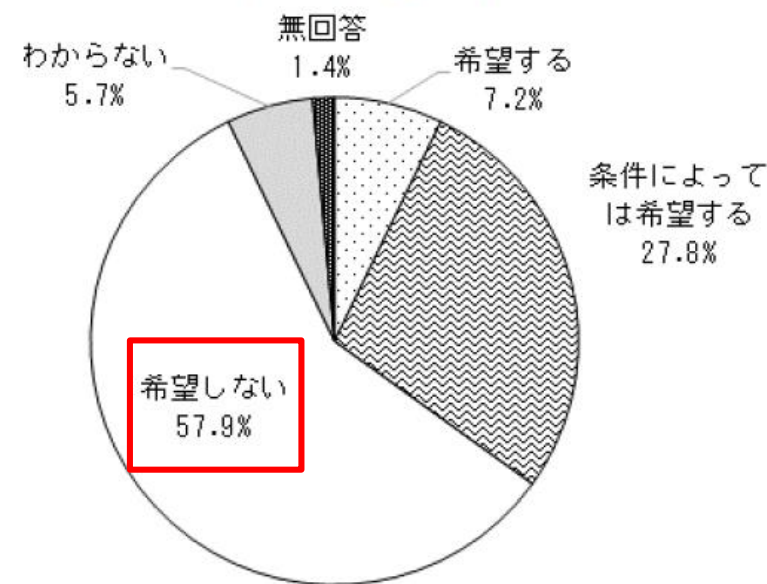
都内パートタイマーの働き方への意識

- 都内のパートタイマーに向けた調査では、パートタイマーを選んだ理由として、「自分の都合のよい日や時間に働きたいから」（45.3%）が最も多く、次いで、「家族・家庭の事情による」（33.5%）、「配偶者等の扶養の範囲内で働きたいから」（19.4%）等となっている。
- 正社員への転換については、約6割（57.9%）が「希望しない」と回答。

パートタイマーという働き方を選んだ理由【複数回答】（n=558）



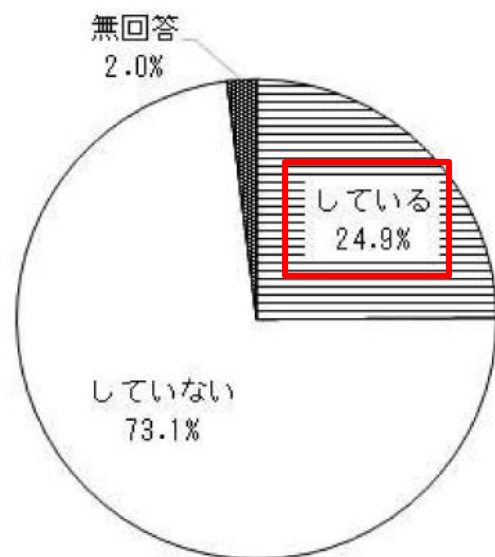
正社員への転換(n=558)



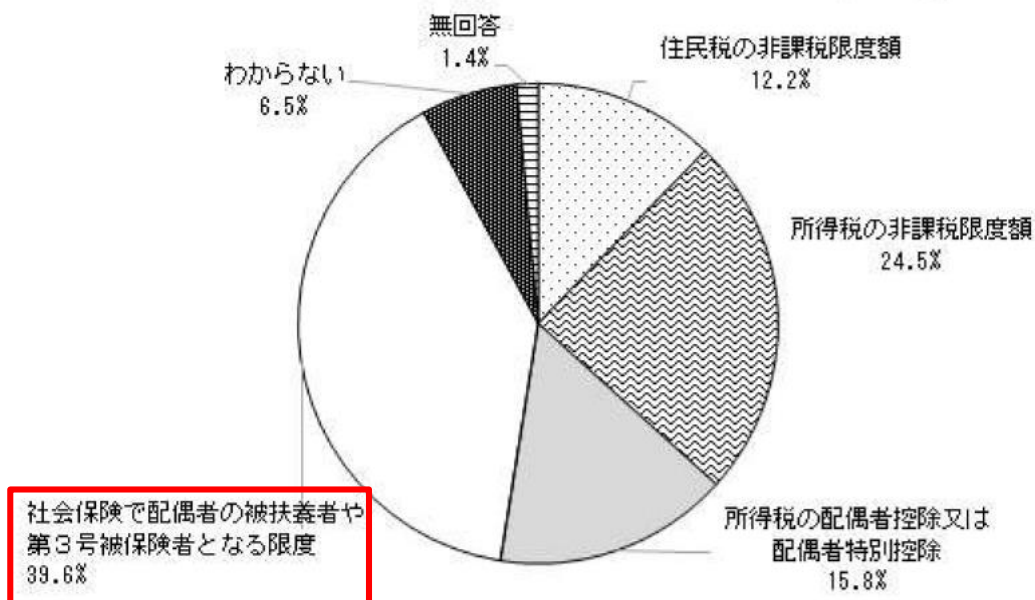
都内パートタイマーの就業調整の状況

- 都内のパートタイマーに向けた調査では、24.9%が「年収額調整のための就労時間の調整をしている」と回答。
- 非課税限度額等のなかで最も重視しているものとして、「社会保険で被扶養者や第3号被保険者となる限度」（39.6%）が最も多く、次いで「所得税の非課税限度額」（24.5%）となっている。

年収額調整のための就労時間の調整(n=558)

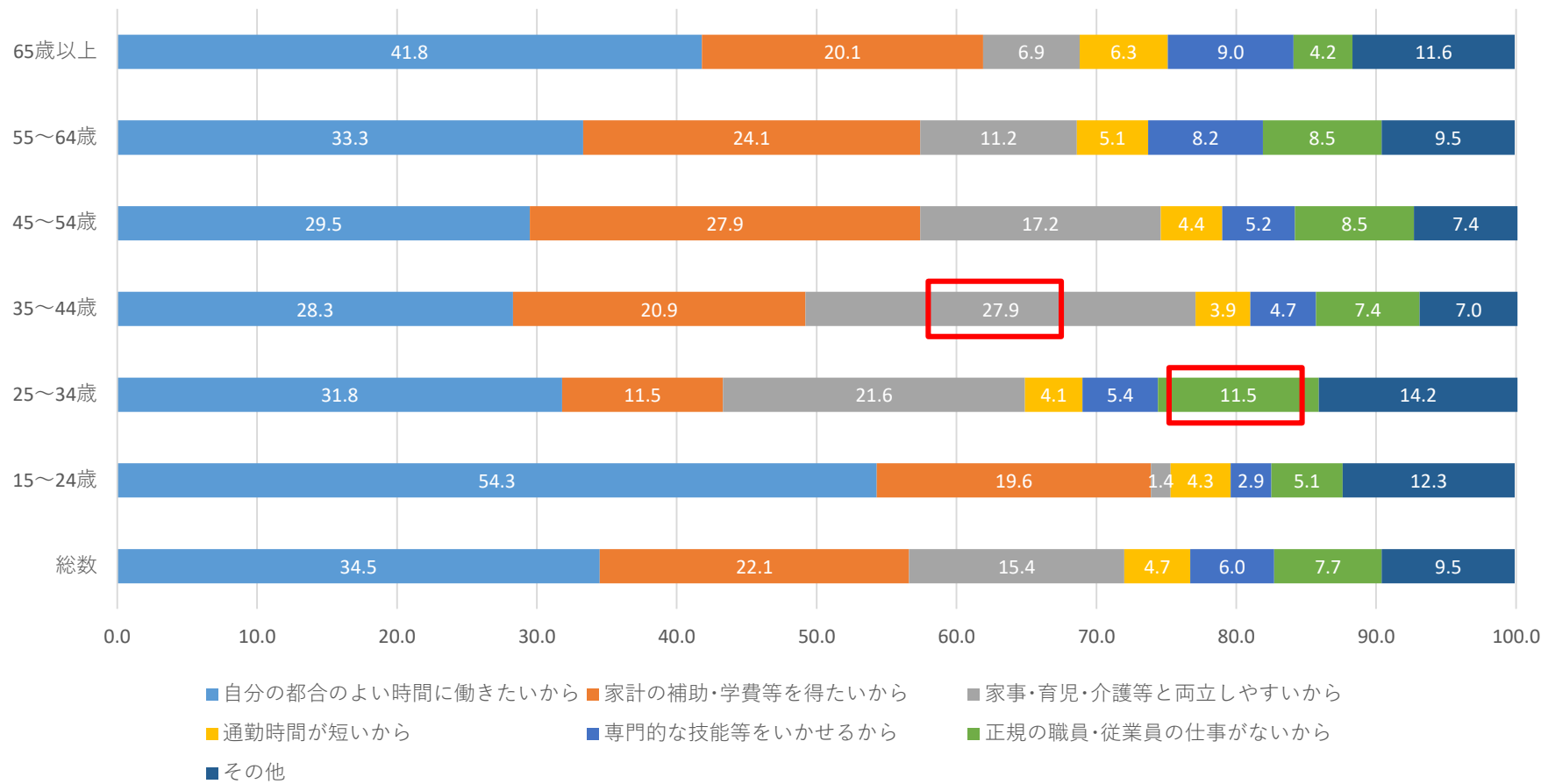


非課税限度額等のなかで最も重視しているもの(n=139)



非正規雇用の女性が現職の雇用形態を選択している理由

- 総数では、「自分の都合のよい時間に働きたいから」（34.5％）が最も高く、次いで「家計の補助・学費等を得たいから」（22.1％）となっている。
- 年齢別では、25～34歳では「正規の職員・従業員の仕事がないから」、35～44歳では「家事・育児・介護等と両立しやすいから」が他の年齢層に比べて割合が大きくなっている。



注 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」（令和5年2月）から作成

II 基本理念

1. 若い世代の所得を増やす

○第一に、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において、現在の所得や将来の見通しを持てるようにすること、すなわち「若い世代の所得を増やす」ことが必要である。

○このため、こども・子育て政策の範疇を超えた大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。また、賃上げが持続的・構造的なものとなるよう、L字カーブの解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、希望する非正規雇用の方々の正規化を進める。

○こうした施策を支える基盤として、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築するため、週所定労働時間20時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について検討する。さらに、リスキリングによる能力向上支援、日本型の職務給の確立、成長分野への円滑な労働移動を進めるという三位一体の労働市場改革を加速する。

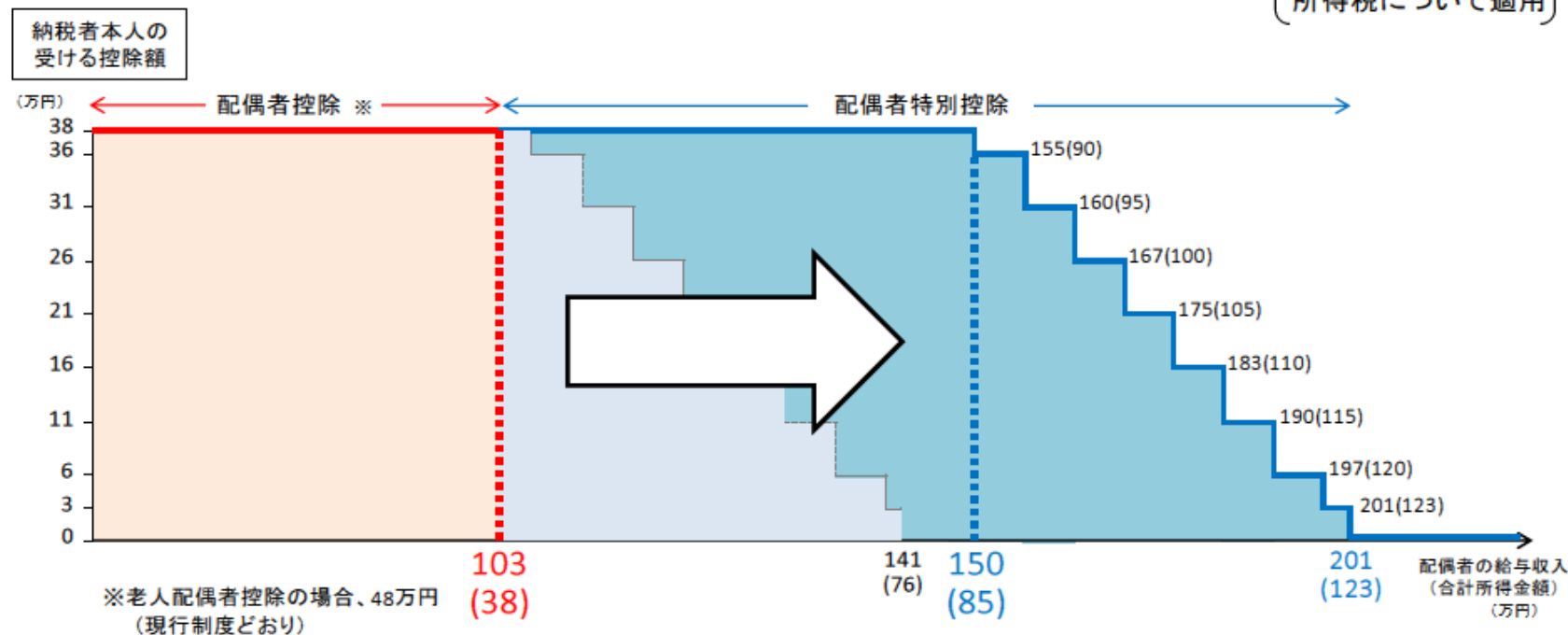
○その際、いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに取り組む。さらに、106万円・130万円の壁について、被用者が新たに106万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせない取組の支援などを導入し、さらに制度の見直しに取り組む。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し①

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて（平成29年度改正）

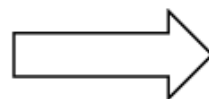
○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

（平成30年分以後の
所得税について適用）



納税者本人の
所得制限

見直し前：なし
(配偶者特別控除は、給与1,220万円
(合計所得金額1,000万円)で消失)



見直し後：
給与1,120万円(合計所得金額900万円)から逡減開始し、
給与1,220万円(合計所得金額1,000万円)で消失

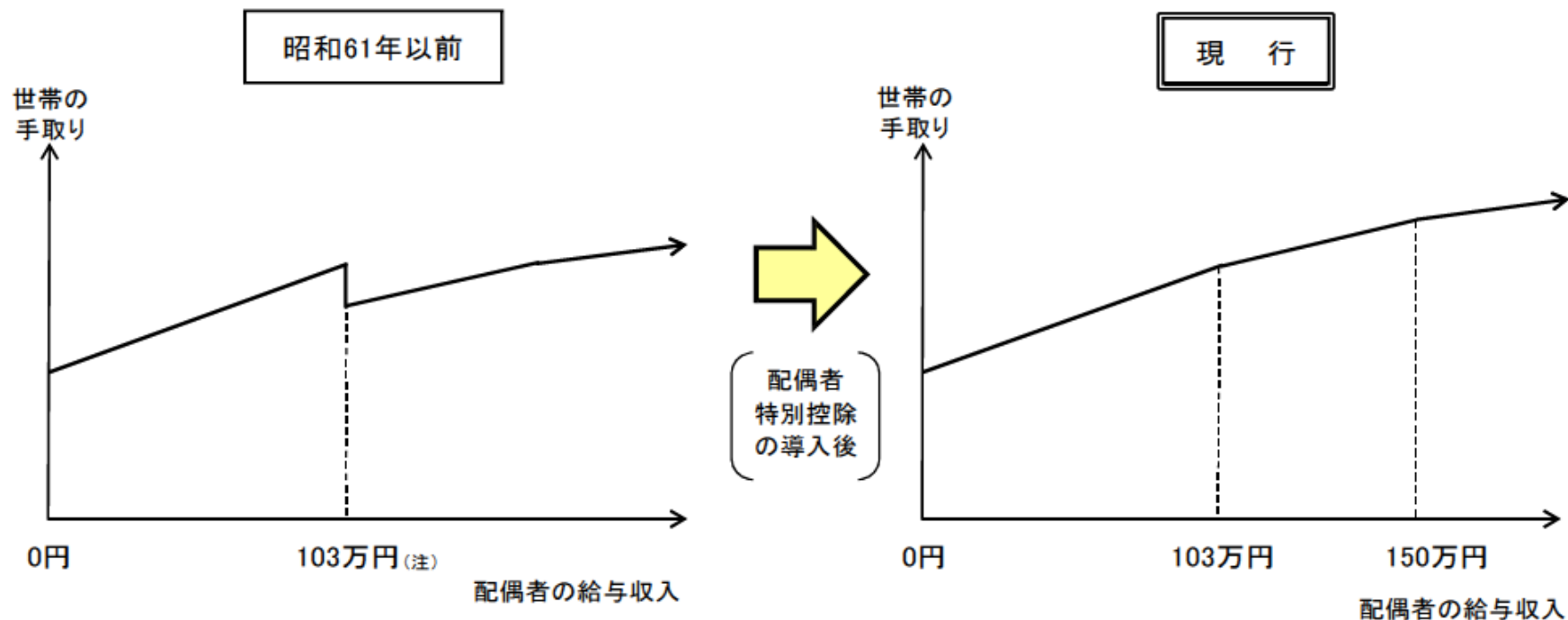
(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)超1,220万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,120～1,170万円(900～950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,170～1,220万円(950～1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)

(※) 上記の給与収入及び給与所得の金額は、平成30年度改正による給与所得控除についての基礎控除への振替及び控除額の上限の引下げ(令和2年(2020年)分以後の所得税について適用)の適用前の数字である(平成30年度改正を適用すると、納税者本人の給与収入が1,095万円から逡減開始し、1,195万円で消失する)。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し②

いわゆる「103万円の壁」について

配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。



（注）納税者本人が配偶者控除を受けることのできる配偶者の給与収入の限度額。ここでは「現行」のグラフとの比較の観点から103万円としているが、昭和61年当時は90万円。

民間における家族手当の支給状況

- 家族手当を支給している企業は減少傾向にあるが、令和3年度時点で約4分の3（74.1%）が家族手当を支給しており、さらにそのうち約4分の3（74.5%）が配偶者に家族手当を支給している。
- 配偶者に家族手当を支給している企業のうち、配偶者の収入による制限がある企業の多くが、103万円又は130万円といった、いわゆる「年収の壁」と連動した収入制限を設けている。

（人事院「2019年（平成31年）、2020年（令和2年）、2021年（令和3年）職種別民間給与実態調査」により作成）

① 家族手当の支給状況

	家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
平成31年調査	78.0%	(81.2%)	(18.8%)	22.0%
令和2年調査	75.9%	(79.1%)	(20.9%)	24.1%
令和3年調査	74.1%	(74.5%)	(25.5%)	25.9%

（注1）（ ）内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

② 配偶者の収入による制限の状況

	配偶者の収入による制限がある	収入制限の額				配偶者の収入による制限がない
		150万円	130万円	103万円	その他	
平成31年調査	[85.5%]	<6.9%>	<33.8%>	<51.7%>	<7.6%>	[14.5%]
令和2年調査	[85.6%]	<9.4%>	<31.7%>	<45.0%>	<13.9%>	[14.4%]
令和3年調査	[86.7%]	<7.0%>	<36.9%>	<45.4%>	<10.6%>	[13.3%]

（注1）[] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

（注2）< > 内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

③ 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額 (平成31年調査)	支給月額 (令和2年調査)	支給月額 (令和3年調査)
配偶者	12,935円	12,711円	12,713円
配偶者と子1人	19,153円	19,454円	19,145円
配偶者と子2人	24,949円	25,778円	25,243円

（注）支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

注 内閣府「第19回税制調査会」（令和2年10月18日）財務省説明資料、内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和4年版」（令和4年6月14日）から作成。

配偶者控除に関する問題点の指摘

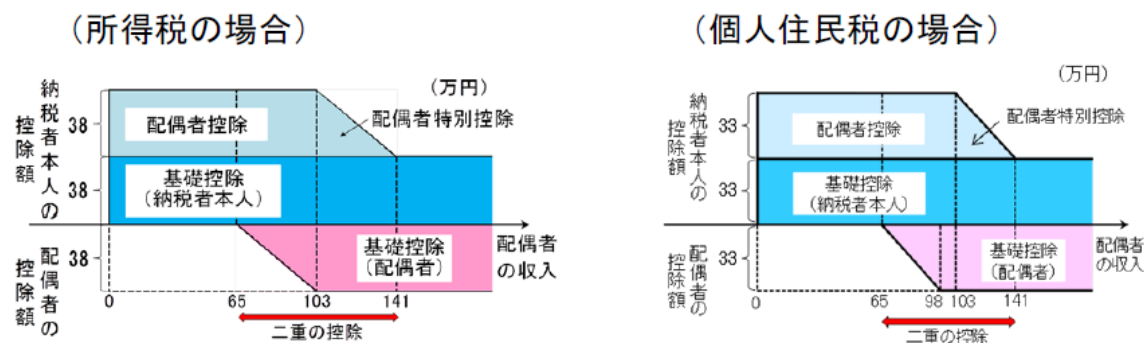
2. 配偶者控除に関する問題点の指摘

現行の配偶者控除については、以下の指摘がなされており、そのあり方についての見直しが必要と考えられる。

- ・ 共働きが増加している中で、片働きを一方的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘がある。

- ・ 「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている（いわゆる「二重の控除」が行われている）ため、「片働き世帯」や「共働き世帯」よりも控除額の合計額が多く、アンバランスが生じているとの指摘がある。

- ・ 配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。他方で、「103万円」が、心理的な壁として作用しているのではないか、また、企業の配偶者手当の支給基準として援用されている、との指摘がなされている。

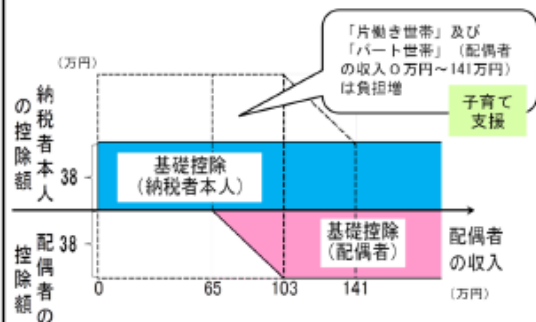


「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」及び「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」における配偶者控除の見直しの考え方（概要）

選択肢A-1

配偶者控除の廃止＋子育て支援の拡充

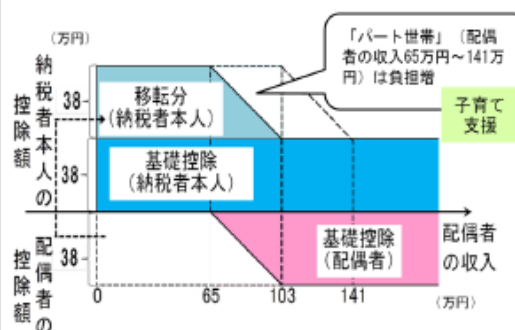
- 配偶者の就業の有無や形態にかかわらず控除が適用されないため、納税者本人の税負担に配偶者の収入が一切影響しない中立的な仕組み。
- 一定の収入以下の配偶者（特に、介護等の様々な理由で収入を得られない者）を有する場合に納税者本人の担税力の減殺を調整しないのは、個人の担税力の大きさに着目する現行の所得税制としては問題。
- 配偶者控除は広く納税者に適用されており、廃止による影響が大。



選択肢B-2

移転的基礎控除の導入・税額控除化＋子育て支援の拡充

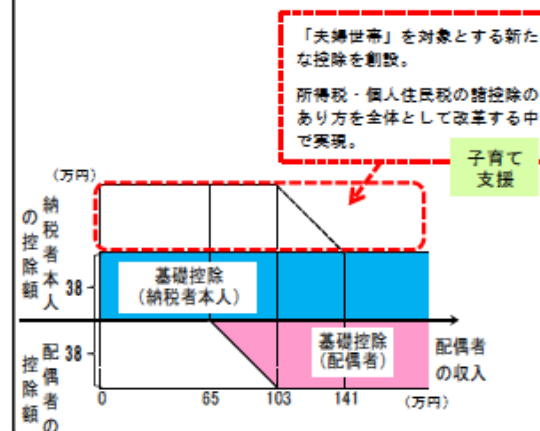
- 働き方の選択に対して中立的な税制となることに加え、所得再分配機能の回復にも資する点が特徴。
- 個人単位課税を基本とする所得税制において、世帯単位で税負担を捉える考え方を導入することをどう考えるか、との課題。
- 多数の納税者について控除の移転が行われる中で配偶者の所得を適時・正確に把握して納税者本人に課税を行うことは実務上困難。



選択肢C

「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入＋子育て支援の拡充

- 少子化対策の観点からまずは夫婦の形成を支援することに意義（他方、子供に着目した方が直接的との課題）
- 控除の対象者に収入制限を設けない場合、高所得者世帯にまで控除が適用されるとともに、相当額の財源を確保する必要
→ 控除の対象者の収入を一定額以下に限定することが考えられる。



○配偶者控除に係る「103万円」という水準が企業の配偶者手当の支給基準として援用されていることなどが就業調整という喫緊の課題の一因ではないかとの指摘に対応する観点から、配偶者控除について、税収中立の考え方を踏まえつつ、配偶者の収入制限である「103万円」を引き上げることとも一案との意見